

第7回 名古屋市公立保育所の今後のあり方懇談会
第5回 市立幼稚園の今後のあり方懇談会

令和8年2月16日（月）午後2時～
名古屋市公館4階 小会議室

- 1 第2期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画（案）について
【資料1】

- 2 名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針（案）について
【資料2】

- 3 公立保育所・市立幼稚園共通事項の質疑
 - （1）公立幼保連携型認定こども園
 - （2）名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）
 - （3）幼児教育・保育支援センター（仮称）

Ⅳ 市立幼稚園の再編

◆再編の方向性

- ・ 幼児人口の減少、保護者の保育ニーズの高まりなどを踏まえ、市立幼稚園は一定数閉園します。
- ・ 市立幼稚園において長年にわたり蓄積してきた研究成果や経験等を活かし、本市の幼児教育・保育の質の維持・向上に貢献するため、市立幼稚園は一定数存続させます。
- ・ 子ども青少年局との連携・協働により、公立保育所との統合を行い、公立幼保連携型認定こども園を新設します。
- ・ 公立幼保連携型認定こども園への整備により、0歳児から就学前まで連続・一貫した質の高い幼児教育・保育の提供を図ります。
- ・ 公立施設間での人材交流により、人材育成・資質向上を進め、市全体の幼児教育・保育の質の向上につなげます。

市立幼稚園は一定数閉園した上で、残る市立幼稚園は「市立幼稚園」と、公立保育所との統合による「公立幼保連携型認定こども園」に再編します

存続する市立幼稚園

→10園程度

新設する幼保連携型認定こども園

→6園程度

(うち1園は公立保育所の単独移行による)

閉園する市立幼稚園

→5園程度

区名	幼稚園	保育所	地域
千種	—	内山	中部
東	大幸	砂田橋	東部
北	おりべ	北	北部
中川 (富田支所)	春田	富田第二	西部
守山	二城	守山	東北部
緑	大高	大高	南部

第2期実施計画の位置づけ・計画期間・運用

◆位置づけ

本計画は「基本方針」に掲げた今後の市立幼稚園のあり方を実現し運用していくために定めます。また「第4期名古屋市教育振興基本計画」「ナゴヤ学びのコンパス」等と整合性を図っていくとともに、「名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針」と密に連携し、運用していきます。

◆実施計画の運用

本計画は、今後10年間を期間として行う取り組みや再編について示していますが、幼児人口の減少や教育・保育ニーズの変化、本市の社会状況なども想定されるため、計画期間中においても、本計画の柔軟な見直しや具体的な再編手法を必要に応じて個別に検討します。

公立幼保連携型認定こども園については、基幹園としての整備方針や、移行による効果・課題などを比較、検証して、今後の更なる移行を検討します。

◆計画期間

令和9年度から
令和18年度まで
(10年間)

(案)

資料 1

第2期名古屋市立幼稚園の 今後のあり方に関する実施計画

【概要版】

幼児期から学齢期までを見通した連続性のある育ちを大切にし、子ども一人ひとりが主体的に遊び、学び、他者と関わりながら成長していくことを支えます。



挿絵は変更予定

令和8(2026)年●月
名古屋市教育委員会

I 幼児教育を取り巻く現状と課題

- ・国において、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の3要領・指針で「幼児期において育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化が図られました。
- ・幼児期からの質の高い教育・保育を充実させることは、子どもの望ましい発達やその後の学びにつながるため、幼児教育の重要性は一層高まっています。
- ・共働き世帯の増加により保育ニーズが高くなる一方で、市立幼稚園全園において定員割れの状態が続いています。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続や、特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実も求められています。
- ・行財政改革の推進や施設の老朽化への対応などの課題に対して、子どもにとって望ましい教育環境を維持しながら、持続可能な幼児教育・保育の提供体制を整えていく必要があります。

II 公立幼児教育・保育施設の今後のあり方

◆公立幼児教育・保育施設に求められていること

- ・本市がめざす幼児教育・保育の姿を明確化します。
- ・待機児童対策のための受入量の確保から質の向上へ転換します。
- ・市立幼稚園と公立保育所が連携し、本市の幼児教育・保育の質を向上させる体制を構築します。
- ・多様化する保育ニーズや今日的課題に対応した施設を整備していきます。

III 第2期実施計画における展開

◆公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設



《趣旨》

- ・施設類型の違いを越えて、質の高い教育・保育を市全体へ波及させる拠点と推進体制を確立します。
- ・市全体の幼児教育・保育の質向上の拠点となります。

《主な役割》

- ・市立幼稚園及び公立保育所とともに、研究・実践を推進し、市全体の教育・保育の質の向上に還元します。
- ・本市がめざす幼児教育・保育を体現し、地域の幼児教育・保育施設の拠点となることで、基幹園としての役割を担います。
- ・エリア支援機能を順次移行し、保育の質向上と子育て支援を強化するとともに、多様なニーズに応えるためインクルーシブ教育・保育の研究・実践を進めます。

◆名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定

《趣旨》

幼児教育・保育の目指す姿を共有し、質向上に向けた基本的な考え方を示します。



《手法》

幼児教育・保育支援センター（仮称）が中心となり、市立幼稚園や私立幼稚園、私立認定こども園、公立保育所や民間保育所、小学校等と協力して策定します。

◆幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置

《趣旨》

幼児教育・保育施設や学校と連携・協働し、調査研究、研修、発信を踏まえた伴走支援などを各園に対して行うことにより、全ての子どもたちに質の高い乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の提供を目指します。



《取組内容》

- ・名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定
- ・地域への支援
- ・人材育成
- ・調査研究
- ・幼保小連携・接続の促進
- ・情報発信

◆幼児教育コーディネーター（仮称）の配置

《趣旨》

幼児教育の現役実践者ならではの視点で「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」の普及啓発を図るとともに、派遣園の実情を踏まえた実践的な助言・指導を行います。

《主な役割》

- ・幼児教育の学びの場としての市立幼稚園の常時公開
- ・幼児教育・保育の質の向上に向けた助言・指導
- ・架け橋期のカリキュラムの実践支援
- ・保育実技に関する助言・指導



市立幼稚園の役割の再定義・機能強化

国の動向や今日的課題を踏まえた教育実践及び研究成果を発信することにより、公私問わず全ての幼児教育・保育施設などに還元し、本市全体の幼児教育・保育の充実を図ります



◆機能強化

- ・幼児教育コーディネーター（仮称）の配置
- ・預かり保育による子育て支援
- ・満3歳児の受け入れ

◆引き続き果たす役割

- ・本市の幼児教育・質の向上
- ・人材育成
- ・情報発信
- ・小学校以降の教育との円滑な接続の推進
- ・全ての幼児に対する質の高い幼児教育の機会の保障

第2期名古屋市立幼稚園の
今後のあり方に関する実施計画
(案)

令和8年●月
名古屋市教育委員会

目 次

はじめに	
第2期実施計画の策定にあたって	・・・1
（1）計画策定の趣旨	
（2）計画の位置づけ	
（3）計画期間	
I 幼児教育を取り巻く現状と市立幼稚園のこれまでの取り組み	
1 幼児教育を取り巻く現状	・・・3
（1）幼児教育を取り巻く現状と課題	
（2）社会環境の変化	
ア 幼児人口の推移	
イ 共働き世帯の推移	
ウ 幼児の就園状況	
エ 市立幼稚園の状況	
（3）【参考】幼児教育・保育施設に関する国や本市の主な動向	
2 市立幼稚園のこれまでの取り組み	・・・9
（1）実施計画に基づく主な取り組み	
（2）市立幼稚園の課題	
（3）【参考】公立保育所のまとめ（課題等）	
II 公立幼児教育・保育施設の今後のあり方	
1 本市の目指す幼児教育・保育	・・・12
2 公立幼児教育・保育施設に求められていること	・・・12
（1）本市の目指す幼児教育・保育の姿の明確化	
（2）待機児童対策のための受入量の確保から保育の 質向上への転換	
（3）市立幼稚園と公立保育所が連携し、本市の幼児教育・保育の 質を向上させる体制の構築	
（4）多様化する教育・保育ニーズや今日的課題に対応した施設の整備	
III 第2期実施計画における展開	
1 公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設	・・・15
（1）趣旨	
（2）公立幼保連携型認定こども園の役割	
（3）公立幼保連携型認定こども園設置の効果	
（4）【参考】他の政令指定都市の状況	

2	名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定	・・・18
3	幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置	・・・19
	（1）趣旨	
	（2）主な機能	
	ア 名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定	
	イ 地域への支援	
	ウ 人材育成	
	エ 調査研究	
	オ 幼保小連携・接続の促進	
	カ 情報発信	
4	市立幼稚園の役割の再定義・機能強化	・・・21
	（1）市立幼稚園の今後の役割	
	（2）市立幼稚園の機能強化	
	ア 幼児教育コーディネーター（仮称）の配置	
	イ 預かり保育による子育て支援	
	ウ 満3歳児の受け入れ	
IV	市立幼稚園の再編	
1	再編の方向性	・・・24
	（1）再編における視点	
	ア 長期的な視点	
	イ 市立幼稚園の適正規模	
	ウ 市立幼稚園の適正配置	
	エ 公立の幼児教育・保育施設の適正規模・適正配置	
	オ リソース再配分	
	カ 教育委員会の役割と関わり	
	（2）第2期実施計画における再編の方向性	
2	再編対象園の選定	・・・26
	（1）園数について	
	ア 存続する市立幼稚園	
	イ 新設する公立幼保連携型認定こども園	
	ウ 閉園する市立幼稚園	
	エ 公立の幼児教育・保育施設の適正規模・適正配置	
	（2）選定の考え方	
	（3）対象園	
	ア 存続する園	
	イ 閉園する園	
	ウ 公立保育所と統合し、公立幼保連携型認定こども園へ移行する園	
	（4）実施方法・スケジュール	

3 閉園後の跡地及び施設の活用	・・・32
4 実施計画の運用	・・・32

参考資料

1 市立幼稚園の今後のあり方懇談会の開催について	・・・33
2 保護者アンケート	・・・35
3 本市の目指す姿	・・・44

はじめに

第 2 期実施計画の策定にあたって

(1)計画策定の趣旨

本市では、平成 28（2016）年 8 月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という）を策定し、市立幼稚園が果たすべき役割として、今日的な課題への対応を充実させるとともに、各園における教育の成果を私立幼稚園や保育所、認定こども園などへ広く提供することにより、本市全体の幼児教育の質の向上を図ることとしました。あわせて、幼児人口の減少といった社会状況の変化を踏まえ、市立幼稚園の規模や配置の見直しについても取り組むこととしました。

この「基本方針」に基づき、平成 29（2017）年 8 月には、「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」（以下「実施計画」という）を策定しました。実施計画では、「基本方針」に掲げた市立幼稚園の今後のあり方を具体化するため、本市全体の幼児教育の質の向上を図る拠点として幼児教育支援室（実施計画では「幼児教育センター」）を設置し、幼保小接続リーフレットを始めとする指導資料の作成や研修の充実、幼児の育ち応援ルームの開設など、調査研究・研修・子育ての支援の 3 つの事業に取り組んできました。また、これらの取り組みとあわせて、市立幼稚園の再編についても段階的に進めてきました。

一方で、幼児人口が減少し続ける中、共働き世帯の増加等を背景とした保護者の保育ニーズの高まりにより、市立幼稚園の入園者数は減少傾向が続き、現在、市立幼稚園の全園において園児数が定員に達していない状況が続いています。

また、平成 30（2018）年には、国において幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領のいわゆる「3 要領・指針」が改訂（定）され、共通する部分について整合性が図られ、「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して明記されました。さらに、現在、国において、乳幼児期から小学校への円滑な接続を見据え、幼児教育・保育の質の向上や、3 要領・指針の整合性を高めつつ、小学校学習指導要領との連続性を確保するための方策について、議論が進められています。

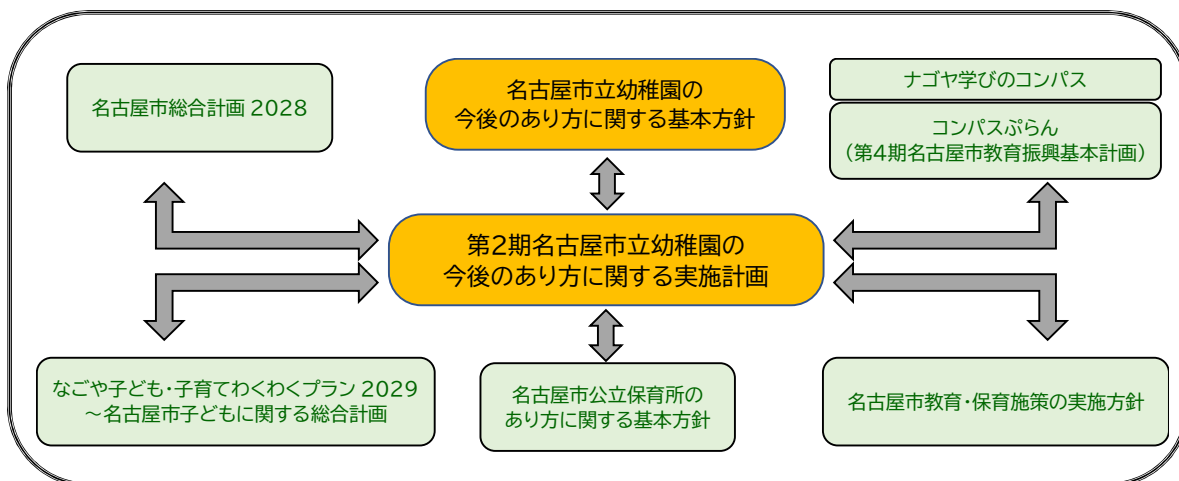
このような状況を踏まえ、「基本方針」に基づき、今後見込まれるさらなる幼児人口の減少や社会状況の変化、保護者の多様なニーズに的確に対応していくため、市立幼稚園の役割や機能について改めて検討を行うとともに、

市立幼稚園の適正規模・配置などについて、中長期的な視点から見直しを行う必要があります。

市立幼稚園が、本市の幼児教育を取り巻く現状や課題に適切に対応し、本市全体の幼児教育の充実に引き続き貢献していくため、これまでの取り組みを踏まえつつ、必要な機能の強化や体制の整備を進めるとともに、園の再編を含めた取り組みを計画的に推進することを目的として、「第2期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」（以下「第2期実施計画」という）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は「基本方針」に掲げた今後の市立幼稚園のあり方を実現し運用していくために定めます。「名古屋市総合計画 2028」、「コンパスぷらん（第4期名古屋市教育振興基本計画）」、「ナゴヤ学びのコンパス」、「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029～名古屋市子どもに関する総合計画」、「名古屋市教育・保育施策の実施方針」と整合性を図っていくとともに、「名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針」と密に連携し、運用していきます。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とします。

I 幼児教育を取り巻く現状と市立幼稚園のこれまでの取り組み

1 幼児教育を取り巻く現状

(1) 幼児教育を取り巻く現状と課題

近年、幼児の発達をめぐっては、基本的な生活習慣の未確立、自制心や規範意識の不足、コミュニケーション能力の不足、運動能力の低下などが課題として指摘されています。また、少子化に伴う幼児人口の減少や核家族化の進行により、異なる年齢や世代間で子ども同士・親子が関わり合う機会が減少し、幼児を取り巻く人間関係が希薄化していることが懸念されています。

幼児期は、遊びを中心とした多様な体験を通して、心身の調和のとれた発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。そのため、幼児期から質の高い教育・保育を充実させることは、子どもの望ましい発達やその後の学びにつながることを国の調査や研究においても示されており、幼児教育の重要性は一層高まっています。

さらに、共働き世帯の増加や働き方の多様化により、地域とのつながりが希薄になる傾向が見られることや、デジタル技術の発展によって子育てや教育に関する情報が過剰になるなど、子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした中で、家庭だけでなく、地域や社会全体で子育てを支えることの重要性が増しています。

加えて、幼児教育と小学校教育の円滑な接続、いわゆる「架け橋期」の充実や、特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実も求められています。このような状況のもと、全ての子どもが健やかに成長できるよう、施設類型を問わず、質の高い幼児教育・保育を提供していくことが一層求められています。

一方で、行財政改革の推進や施設の老朽化への対応といった課題もあり、子どもにとって望ましい教育環境を維持しながら、持続可能な幼児教育・保育の提供体制を整えていく必要があります。

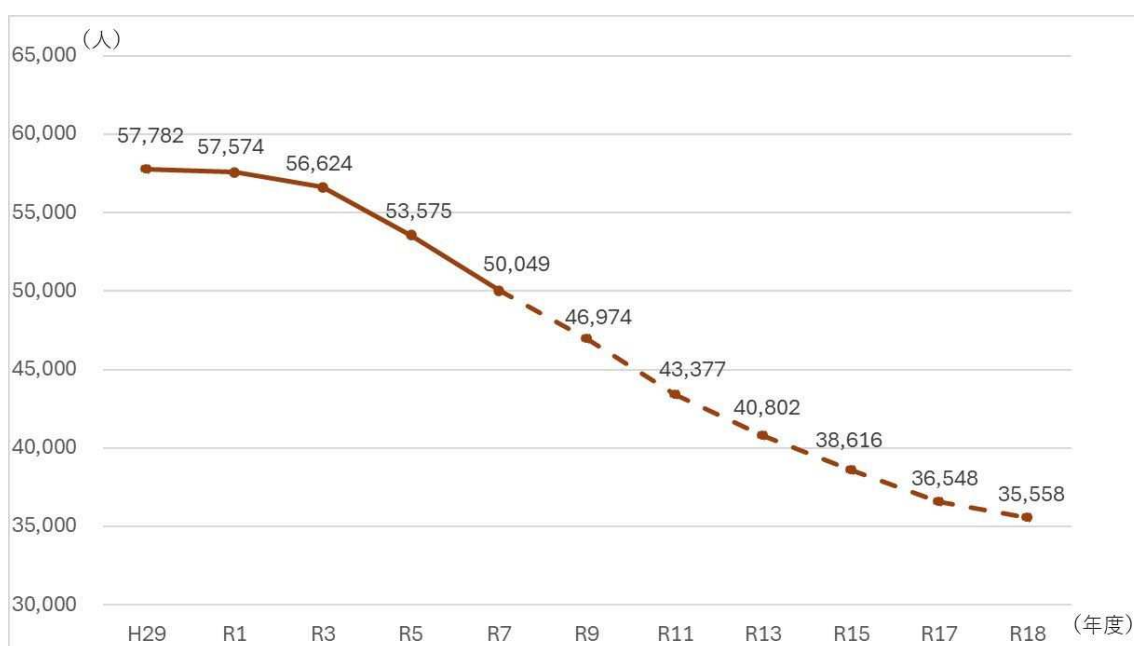
(2) 社会環境の変化

近年の社会環境の変化について、主な状況は次のとおりです。

ア 幼児人口の推移

名古屋市における幼稚園就園対象となる 3 歳から 5 歳までの幼児人口は、昭和 40 年代から 50 年代前半にかけては 11 万人を超えていましたが、その後の少子化の進行により減少に転じ、令和 7 年度には約 5 万人まで減少しています。今後もこの傾向は続く見込みであり、本計画期間の最終年度である令和 18 年度には、さらに大きく減少することが見込まれています。

図表 1 3～5 歳人口の推移



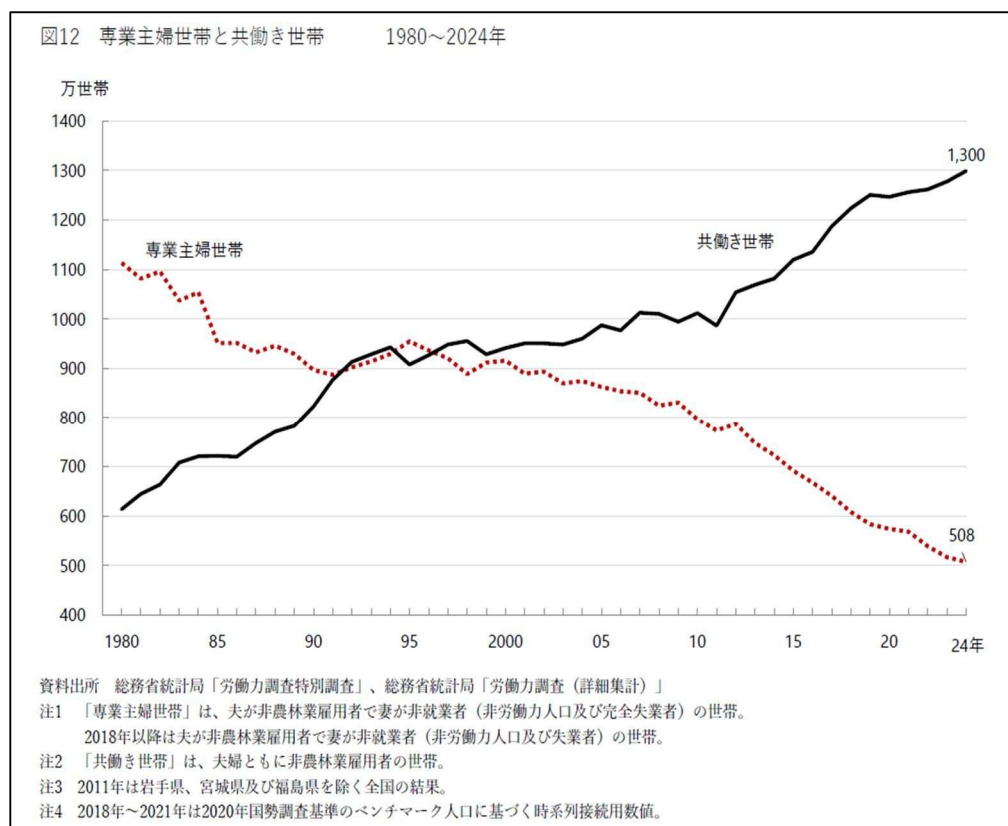
(注) 令和 7 年度までは名古屋市内に在住する幼児人口についての調査による実績値（各年 4 月 1 日現在）。

令和 8 年度以降は推計値：社会増減、自然増減による対象年齢児数の直近 10 年間の平均変化率（3 歳：98.7%、4 歳：99.3%、5 歳：99.5%）を当てはめて算出。

イ 共働き世帯の推移

全国的に共働き世帯は年々増加しており、専業主婦世帯数を上回る状況が続いています。こうした家庭構成の変化は、幼児の生活リズムや子育てのあり方、地域との関係性にも影響を与えています。

図表2 専業主婦世帯と共働き世帯の推移



出典：独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT），“図 12 専業主婦世帯と共働き世帯”，早わかり グラフで見る長期労働統計，2025-3-18
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>，（参照 2025-9-16）

ウ 幼児の就園状況

幼児の就園状況を見ると、共働き世帯の増加や保育ニーズの高まりに伴い、保育所や認定こども園を利用する幼児の割合が増加する一方で、幼稚園に在園する幼児の割合は低下しています。令和7年度時点において、市全体の幼児数で見た場合、市立幼稚園に在園する幼児の割合は2.3%にとどまっています。また、公立・私立を合わせた幼稚園全体として定員に余裕（令和7年度の段階で約14,000人分の余剰※）が生じており、今後もこの傾向は拡大すると見込まれています。

※「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」（令和7年3月策定）

図表3 幼稚園及び認定こども園（１号利用）利用園児数

・幼稚園（園児数）、認定こども園（１号利用子ども）

（単位：人）

区分	国立・公立幼稚園	私立幼稚園	認定こども園 (1号利用)	合計
平成29年度	2,224	25,842	1,290	29,356
平成30年度	2,176	24,604	1,645	28,425
令和元年度	2,121	23,226	2,163	27,510
令和2年度	1,900	22,602	2,323	26,825
令和3年度	1,685	21,292	2,611	25,588
令和4年度	1,511	19,613	2,611	23,735
令和5年度	1,463	17,720	2,678	21,861
令和6年度	1,339	15,837	2,627	19,803
令和7年度	1,289	13,661	3,067	18,017

※各年度5月1日現在

図表4 本市の3～5歳児人口及び市立幼稚園園児数

（単位：人）

区分	3～5歳人口	市立幼稚園
平成29年度	57,782	2,098
平成30年度	57,701	2,039
令和元年度	57,574	1,982
令和2年度	57,282	1,760
令和3年度	56,624	1,545
令和4年度	55,242	1,373
令和5年度	53,575	1,323
令和6年度	51,565	1,210
令和7年度	50,049	1,156

（注）3～5歳人口は、名古屋市内に在住する幼児人口についての調査による実績値（各年4月1日現在）。市立幼稚園の園児数は各年5月1日現在。

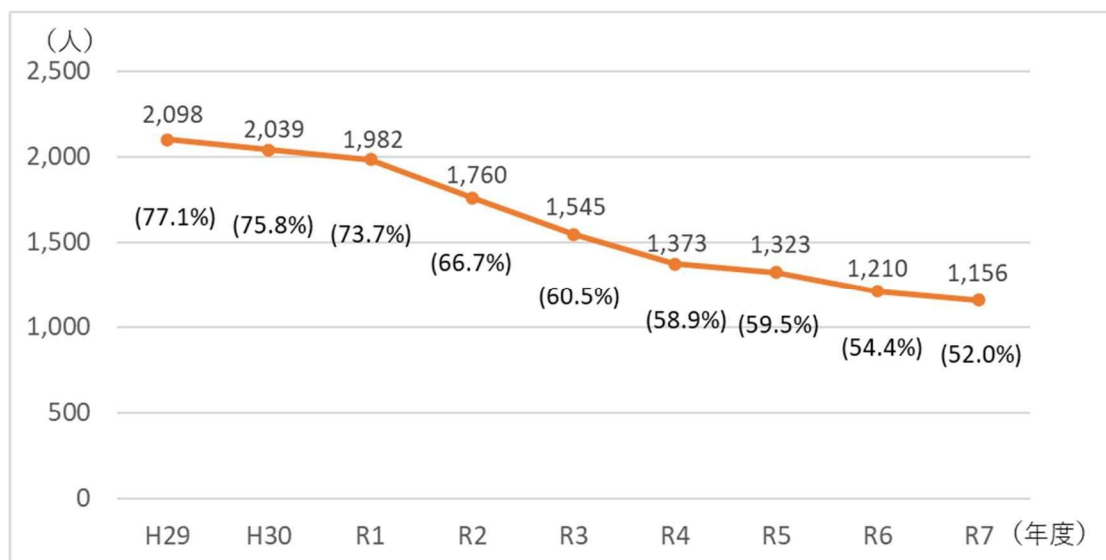
エ 市立幼稚園の状況

在園児数が長期的に減少を続けており、再編を進めてきましたが、現状も全ての園において定員割れの状態が続いており、中には園児が集団生活の中で相互に刺激を与え合いながら育つために望ましい集団規模を確保しにくい状況の園もあります。

また、園舎は老朽化が進んでおり、多くの園で築40年以上が経過しています。今後、大規模改修や設備更新に要する費用の増加が見込まれる中、

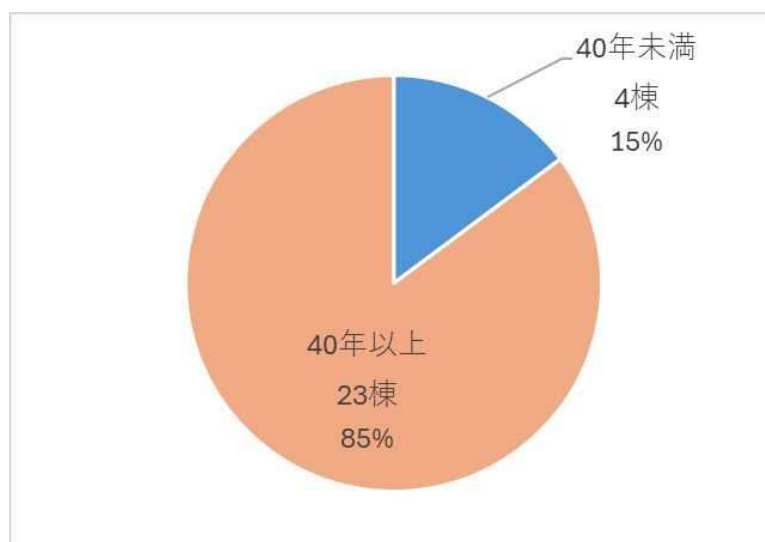
本市の厳しい財政状況を踏まえると、施設のあり方についても中長期的な視点で検討する必要があります。

図表5 市立幼稚園の園児数及び定員充足率の推移



(注) () 内は定員充足率

図表6 市立幼稚園園舎（20園27棟）の築年数（令和7年度末時点）



(3)【参考】幼児教育・保育施設に関する国や本市の主な動向

時 期	概 要
平成 30 年 4 月	【国】幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（定） ➤ 幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の 3 施設で「幼児教育を行う施設」として「幼児期に育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化
令和元年 10 月	【国】幼児教育・保育の無償化 ➤ 幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳の全ての子どもたちの利用料を無償化
令和 5 年 2 月	【国】学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について（中央教育審議会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会まとめ） ➤ ①架け橋期の教育の充実、②幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有、③特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援、④全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援、⑤教育の質を保障するために必要な体制等、⑥教育の質を保証するために必要な調査研究等について提言
令和 5 年 4 月	【国】こども家庭庁の設置、こども基本法の施行 ➤ こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を内閣府に設置 （保育所及び認定こども園はこども家庭庁が、幼稚園は引き続き文部科学省が所管）
令和 5 年 9 月	【本市】ナゴヤ学びのコンパスの策定 ➤ 子どもたちが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、名古屋市の学びの基本的な考えを示す
令和 6 年 3 月	【本市】第 4 期名古屋市教育振興基本計画（コンパスぷらん）の策定 ➤ 「子ども中心の学び」を推進
令和 6 年 12 月	【国】初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（中央教育審議会諮問） ➤ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通的の方策について諮問

2 市立幼稚園のこれまでの取り組み

(1)実施計画に基づく主な取り組み

市立幼稚園では、国の幼稚園教育要領および本市の学びの基本的な考え方である「ナゴヤ学びのコンパス」を踏まえた教育を行ってきました。各園において実践研究に取り組み、その成果を研修や公開保育を通じて幼児教育・保育施設や小学校に還元することで、市全体の幼児教育の質の向上に寄与してきました。

また、幼児期の環境を通して行う教育と教科等の学習内容を系統的に学ぶ小学校教育の連続性を踏まえた架け橋期の教育の実践研究を行ってきました。特別な配慮を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育を実践するとともに、インクルーシブ教育の実践研究を行ってきました。

共働き世帯の増加等を踏まえ、全園で預かり保育を実施するとともに、一部の園では預かり時間の拡充を試行的に行うなど、保護者の多様なニーズに対応する取り組みを進めてきました。さらに、園舎・園庭の開放などを通じて、地域の子育て支援にも取り組んできました。

加えて、幼児教育支援室を設置し、幼児教育における今日的課題についての調査研究を実施し、作成した資料の配布やセミナーを通じた幼児教育・保育施設や小学校への周知・啓発を行う他、全ての幼児教育施設に開かれた研修、乳幼児期の子をもつ保護者に対する子育て支援事業を通じて、本市の幼児教育の質の向上を図ってきました。

一方で、少子化に対応した施設配置の見直しとして、市立幼稚園の再編を段階的に進め、閉園後の園舎や跡地については、教育・保育関連施設への転用や売却など、有効活用を図ってきました。

(2)市立幼稚園の課題

これまでの取り組みにより、市立幼稚園は本市の幼児教育の振興に一定の役割を果たしてきましたが、依然として課題も残されています。

幼児人口の減少や保護者の就労形態の多様化など、社会状況や保護者ニーズの変化に十分対応できていない状況があります。また、園児数が減少する中、実践研究を行うための望ましい集団規模を確保することが難しくなっています。

市立幼稚園の魅力が未就園児の保護者に十分発信できていないことや、実践研究の成果が他の幼児教育・保育施設に十分伝わっていないことも課題として挙げられます。

これらの課題を踏まえ、次章では、市立幼稚園が今後果たすべき役割や機能について整理し、本市の幼児教育・保育の質を向上するための方策について検討します。

(3)【参考】公立保育所のまとめ(課題等)

ア 公立保育所のこれまでの取り組み

- 公立保育所では、平成 19 年の「名古屋市保育施策のあり方指針」を起点に、量的拡大と地域の子育て支援の強化を進めてきた。当時は厳しい財政状況と老朽化が進む施設への対応が課題となり、社会福祉法人への民間移管や統廃合を進め、令和 9 年度には 78 園体制への集約化を計画的に実施しています。
- 「公立保育所整備計画」を策定し、平成 26 年度から 1～2 中学校区単位の 78 エリアに 1 園ずつエリア支援保育所を配置し、地域全体の保育の質の向上と子育て家庭への支援を担う体制を整備しています。民間保育所などとの研修交流、地域の子育て支援の場への職員派遣、専門的な相談対応などを通じて地域の保育の質の向上や子育て家庭への支援に寄与してきました。また、待機児童対策として定員超過入所や職員確保策を講じ、平成 26 年以降は国基準で待機児童ゼロを継続しています。
- 施設老朽化に対応するため、床暖房やトイレ改修、給食室更新などのリニューアル改修を実施し、子どもの安全・快適性向上を図ってきました。こうした取り組みにより、公立保育所は地域の保育インフラとしての役割を果たしつつ、民間保育所などとの協働を通じて市全体の教育・保育の質向上に貢献してきました。

イ 公立保育所の課題

- 公立保育所が直面する課題として、まず「量の確保から質の向上への転換」が挙げられます。幼児人口が減少する一方で、市民の教育・保育ニーズは多様化し、障害児や医療的ケア児、外国につながる子どもなどへの専門的支援の必要性が高まっています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園との役割の重なりが進む中で、保育所単独での対応が難しくなり、連携・協働体制の強化が求められています。また、エリア支援保育所事業については、制度が複雑で外部から役割が分かりにくいという指摘があり、関係機関との連携がサポート園に偏るなど運用面の課題が見られます。
- 施設の老朽化が深刻であり、築 40 年以上が多数を占める中、バリ

アフリー対応や医療的ケア児受入環境、災害時の対応力など、今日的ニーズに応える施設環境が十分ではありません。

- 幼保小連携や接続を進める上で、市立幼稚園との役割整理が不十分であり、教育と福祉の枠を超えた一体的な幼児教育・保育体制の構築が喫緊の課題となっています。

Ⅱ 公立幼児教育・保育施設の今後のあり方

1 本市の目指す幼児教育・保育

本市は、全ての子どもが安心して育ち、将来に夢や希望を持ちながら成長できる都市の実現を目指し、子どもの育ちを社会全体で支える取組を進めてきました。幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期における教育・保育の質は、子ども一人ひとりのその後の学びや生活に大きな影響を与えます。

近年、幼児教育・保育を取り巻く制度や社会環境は大きく変化しており、施設の類型や所管の違いを越えて、子どもの育ちを一体的に支える視点が重視されるようになっていきます。本市においても、幼児期から学齢期までを見通した連続性のある育ちを大切にし、子ども一人ひとりが主体的に遊び、学び、他者と関わりながら成長していくことを支える幼児教育・保育を推進していく必要があります。

平成 29 年度の 3 要領・指針の改訂により、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、本市においては令和 5 年度に「ナゴヤ学びのコンパス」を策定し、名古屋市の学びの基本的な考え方を示したところです。

現在、国においては 3 要領・指針の改訂の議論が進められており、国の動向を注視しつつ、「こども基本法」の理念や国が策定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」との整合性を図りながら、本市が目指すべき教育・保育施設における、子どもの育ちの質の向上に向けた統一的な指針を策定する必要があります。

2 公立幼児教育・保育施設に求められていること

(1) 本市の目指す幼児教育・保育の姿の明確化

幼児教育・保育をめぐるのは、全国的に、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設の区分を越え、共通の視点に立って子どもの育ちを支える取り組みが進められてきました。また、幼児期と小学校教育との円滑な接続を図る観点から、幼児期に育まれた力を次の学びにつなげていくことの重要性も指摘されています。

本市においても令和 5 年度に「ナゴヤ学びのコンパス」を策定し、子ども中心の学びや主体性を尊重した教育の考え方を明確にしてきました。今後は、こうした考え方を幼児教育・保育の段階においても、幼児教育・保

育の基本的な考え方として位置づけ、現場での実践を通じて共有・深化させていくことが求められます。

公立幼児教育・保育施設は、今後策定する統一的な指針の基本的な考え方を具体化し、実践を通して、全市の他の施設へと広げていく役割を担う必要があります。

(2) 待機児童対策のための受入量の確保から保育の質向上への転換

これまで本市では、共働き世帯の増加等に伴う保育需要の拡大に対応するため、受入体制の整備を中心とした取り組みを進めてきました。その結果、「待機児童ゼロ」が継続するなど、待機児童の解消に向けた一定の成果が得られてきました。

一方で、近年は幼児人口の減少が進み、量的な受入ニーズの伸びは鈍化しています。このような状況のもと、今後は、単に受入量を確保することにとどまらず、乳幼児期からの質の高い教育・保育を通じて、すべての子どもの健やかな成長を支えることがより重要となります。

公立幼児教育・保育施設には、日々の実践を通じて教育・保育の質を高めるとともに、その成果や知見を市全体に広げていく役割が期待されています。

(3) 市立幼稚園と公立保育所が連携し、本市の幼児教育・保育の質を向上させる体制の構築

本市全体の幼児教育・保育の質を向上させていくためには、市立幼稚園と公立保育所がそれぞれの専門性やこれまでの実践を生かしながら連携し、幼児教育・保育を支えていくことが重要です。

市立幼稚園は、幼児期における教育的視点を重視した実践を積み重ねてきており、公立保育所は、長時間保育や多様な家庭環境に対応した保育の実践や、支援を必要とする子どもへの対応などに関する知見を有しています。これらの強みを相互に生かすことにより、乳幼児期を通した切れ目のない教育・保育の充実を図ることが可能となります。

具体的には、市立幼稚園と公立保育所が連携し、幼児教育・保育に関する実践研究の推進、人材育成や研修の充実、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための取り組みなどを一体的に進めていくことが可能です。こうした取り組みを通じて、公立施設において蓄積された知見や成果を、市内の私立施設を含めた幼児教育・保育の現場全体に広げていくことが期待されます。

(4) 多様化する教育・保育ニーズや今日的課題に対応した施設の整備

近年、保護者の就労形態や家庭環境の多様化が進み、幼児教育・保育に対するニーズも一層多様になっています。就労の有無や変化に関わらず、子どもが継続して同じ施設で過ごすことができることは、子どもの安定した育ちの観点から重要です。

こうした状況を踏まえると、教育と保育を一体的に提供し、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園は、多様化するニーズへの対応に有効であると考えられます。幼保連携型認定こども園は、子どもの発達段階や家庭の状況に応じて柔軟な利用が可能であり、幼児期における連続性のある教育・保育を実現するうえで重要な役割を果たします。

本市においては、これまで主に私立施設により認定こども園の整備が進められてきましたが、公立幼児教育・保育施設としても、幼保連携型認定こども園を整備することにより、単に多様な利用ニーズに対応するための施設としてだけでなく、市立幼稚園と公立保育所がこれまでに培ってきた教育・保育の実践や知見を融合し、本市が目指す幼児教育・保育の考え方を具体的な実践として示すことにより、市全体の質の向上に寄与することが期待されます。

整備にあたっては、公立幼児教育・保育施設全体の役割や配置のあり方を踏まえながら、検討する必要があります。

Ⅲ 第2期実施計画における展開

1 公立幼保連携型認定こども園(基幹園)の新設

(1)趣旨

本市が目指す幼児教育・保育の実現に向けては、施設類型の違いを越えて、質の高い教育・保育を市全体へ波及させる拠点と推進体制を確立する必要があります。

このため、第2期実施計画期間において、市立幼稚園と公立保育所の機能を統合し、幼保連携型認定こども園(公立)を基幹園として新設します。

本市の認定こども園の約75%が幼保連携型認定こども園であることを踏まえ、第2期実施計画期間において、質の高い教育と保護者の保育ニーズにも合致し、更に地域の子育ての支援を行う公立施設として、市立幼稚園と公立保育所を統合し、幼稚園機能(学校)及び保育所的機能(児童福祉施設)の両方を備えた「幼保連携型認定こども園」を新たに設置します。これにより、本市の幼児教育・保育施設の適正配置につながるとともに、市全体の幼児教育・保育の質向上の拠点となります。

(2)公立幼保連携型認定こども園の役割

- 新設する公立幼保連携型認定こども園は、市立幼稚園及び公立保育所とともに、実践研究を推進し市全体の教育・保育の質の向上に還元します。
- 本市がめざす幼児教育・保育を体現し、地域の幼児教育・保育施設の拠点的となることで、基幹園としての役割を担っていきます。
- 基幹園は、子ども青少年局が公立保育所で行っているエリア支援機能を順次、公立幼保連携型認定こども園に移行し、関係機関との連携や機能強化を図ることで、これまで行ってきた「地域の保育の質の向上」及び「地域の子育て家庭への支援」に関する取り組みをより機能的かつ効果的に提供し、インクルーシブ教育・保育の研究・実践を進めます。
- 「ナゴヤ学びのコンパス」を具現化する市立幼稚園の教育を継承し、乳幼児期から一貫した質の高い幼児教育・保育を実践します。
- 子育て相談、情報発信、保護者支援、特別な配慮を必要とする子どもの受け入れなど、地域に開かれた子育て支援拠点として、地域における教育・保育のセーフティーネットとしての役割を果たします。

(3) 公立幼保連携型認定こども園設置の効果

公立幼保連携型認定こども園では、市立幼稚園と公立保育所の実践と知見を融合した総合的な教育・保育を展開し、子どもの発達段階に応じた連続性のある育ちを支え、多様な保護者ニーズに対応した利用が可能となるとともに、子どもに必要な「生きる力の基礎」を培うことが期待されます。

加えて、次のような効果も期待できます。

- ・保護者の就労状況などが変化しても同じ園を継続して利用できる可能性が高まること
- ・0歳児から受入れが可能となることにより、乳児期から小学校就学前まで一貫した質の高い幼児教育・保育を提供できること
- ・低年齢保育や長時間保育に関する実践研究を行い、専門的知見や研究成果を他の幼児教育・保育施設に提供することで、市全体の質向上を図ることができること
- ・給食や長時間保育など、保護者ニーズに対応できること
- ・地域の子育て支援機能の強化につながる
- ・園児数の増加により、望ましい集団規模で幼児教育・保育を行うことができる
- ・教職員の施設間異動などを通じて、幼児教育・保育の質向上や人材育成につながる
- ・統合による再編により、機能強化に必要なリソースを創出できる
- ・教育委員会と子ども青少年局の連携・協働により、幼稚園・保育所・認定こども園に共通する教育・保育方針の推進につながる

(4)【参考】他の政令指定都市の状況

認定こども園を設置している政令指定都市は10都市あり、全政令指定都市のうち半数となっています。設置類型としては、幼保連携型が6市、幼稚園型が1市、保育所型が3市となっています。

図表7 公立幼稚園・公立認定こども園の設置状況

		公立幼稚園の設置状況	
		あり	なし
公立認定こども園の設置状況	あり（幼保連携型）	札幌、浜松 堺、岡山	相模原、静岡
	あり（幼稚園型）	大阪	
	あり（保育所型）	新潟、広島	千葉
	なし	仙台、名古屋 京都、神戸 熊本	さいたま 横浜、川崎 北九州、福岡

（注）令和7年8月本市調査。政令指定都市20市。

図表8 公立幼稚園などの定員充足率（令和7年度）

都市名	公立幼稚園（％）	【参考】公立認定こども園（％）
札幌	56.2	63.5
仙台	13.3	
新潟	19.5	84.7
浜松	26.3	89.0
名古屋	52.0	
京都	39.8	
大阪	48.8	77.5
堺	54.9	87.9
神戸	24.1	
岡山	35.9	71.0
広島	21.3	76.7
熊本	43.1	

（注）令和7年8月本市調査。政令指定都市20市。

2 名古屋市幼児教育・保育指針(仮称)の策定

本市ではこれまで、幼稚園については「名古屋市幼稚園教育指針」、保育所については「名古屋市保育ガイドライン」などを策定し、各施設が要領などに基づく教育・保育の実践に取り組んできました。

一方、教育・保育の課題が「量から質」への転換期を迎える中、本市の子どもの育ちを支える質の高い幼児教育・保育を提供していくためには、幼児教育・保育の目指す姿を改めて共有し、質向上に向けた基本的な考え方を明確に示すことが必要となっています。

施設類型に関わらず共通した質の確保（横の連携）と、幼児期から学齢期までの連続性の確保（縦の接続）を両輪として、国の３要領・指針などの動向も踏まえ、「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」を策定します。

3 幼児教育・保育支援センター(仮称)の設置

(1)趣旨

名古屋市教育委員会は、令和元年度に幼児教育の質の向上を図る拠点として「幼児教育支援室」を設置し、調査研究、研修、子育て支援などに取り組んできました。一方で、国が示す幼児教育センターの役割である学校や全ての幼児教育・保育施設への個別支援、幼児教育に精通する人材の育成、幼保小接続におけるコーディネーター派遣などについては、十分に組み合わせていないといった課題もあります。

こうした課題を踏まえ、これまでの取り組みを発展し充実させるとともに、幼児教育・保育の一体的な推進を図るため、子ども青少年局と連携・協働し、「幼児教育・保育支援センター（仮称）」として機能強化します。

幼児教育・保育支援センター（仮称）は、市内の幼児教育・保育施設や学校と連携・協働し、調査研究、研修、発信を踏まえた伴走支援などを各園に対して行うことにより、全ての子どもたちに質の高い乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の提供を目指します。

(2)取組内容

ア 名古屋市幼児教育・保育指針(仮称)の策定

今後、本市が目指す幼児教育・保育の姿を明確にし、質の向上に向けた基本的な考えとなる「名古屋市幼児教育・保育指針(仮称)」について、幼児教育・保育支援センター（仮称）が中心となり、公私幼保の関係団体や学校関係者が参画して策定します。

イ 地域への支援

- 質の向上に向けた取り組みが市内全域において着実に進むよう、エリア支援保育所と連携し、取組内容の共有や支援体制の充実を図ります。
- 市立幼稚園の公開や学校・施設への幼児教育アドバイザーなどの派遣に関する企画・調整を行います。
- 言葉の発達支援をはじめ、子育て支援事業を行います。

ウ 人材育成

- 引き続き、子ども青少年局と研修について整理するとともに、関係団体が実施している研修も含めて調整し、施設類型を問わず幼児教

育・保育施設全体の保育者の資質向上を図ります。

- 保育所などの指導監査と連携し、地域や園の運営実態、民間施設のニーズに応じた知識や技能の習得を図れる研修を企画・立案・実施します。
- 幼児教育コーディネーター（仮称）が公開保育や園内研究会においてファシリテーターの役割が担えるよう、研修を実施します。

エ 調査研究

- 新たに策定する名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）に基づく実践状況の確認を含め、市内の幼児教育・保育施設の実態を把握するための調査を実施します。
- 急速に変化する社会状況や多様化する幼児教育・保育ニーズを的確に捉え、幼児教育・保育の質の向上や、インクルーシブ教育・保育、保護者支援といった今日的課題に関する調査研究に取り組みます。
- 教育内容・指導方法の探究および実践研究の推進を通じて、本市における公教育としての幼児教育のあり方を追求します。

オ 幼保小連携・接続の促進

- 幼保小接続の研究実績をもとに、公私幼保の関係団体や学校関係者とともに、名古屋版「架け橋期のカリキュラム」を作成し、各学校園の創意工夫を促し、架け橋期のコーディネーターなどを派遣することにより、活用・実践のフォローアップ体制を整備して、市全体に「幼保小の架け橋プログラム」の促進と定着に向けて取り組みます。
- 公開保育・授業、学校と園の交流活動、合同研究会などを支援します。

カ 情報発信

- 幼児教育・保育支援センター（仮称）のウェブサイトを開設し、取り組みの周知や研究成果の資料などを発信します。
- 幼児期の発達特性や幼児期にふさわしい教育のあり方、家庭での養育の重要性など、対象（子育て層、幼児教育・保育施設など）を明確にした情報発信を行います。関心やニーズに応じた効果的なコンテンツを作成することにより、幼児教育・保育施設での活用や保育者の実践につながるよう、情報発信を強化します。

4 市立幼稚園の役割の再定義・機能強化

(1)市立幼稚園の今後の役割

- 今後の市立幼稚園は、国の動向や今日的課題を踏まえた教育実践や研究成果を発信することにより、施設類型を問わず全ての幼児教育・保育施設などに還元し、新設する公立幼保連携型認定こども園とともに、本市全体の幼児教育・保育の充実を図る役割を担います。
- 長年にわたり積み上げてきた研究成果や知識・経験などを活かし、次の役割を担います。
 - ・幼稚園教育要領やナゴヤ学びのコンパスを具現化し、実践研究の成果を他の幼児教育・保育施設へ還元する役割
 - ・幼児教育・保育と小学校教育をつなぐ「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施・改善により、幼児教育・保育施設（ヨコ）と小学校（タテ）の結節点としての役割
 - ・子どもの障害の有無や文化的・言語的背景等に関わらず、一人ひとりに応じた教育を研究・実践し提供する役割
 - ・日々、実践研究を行う経験を積むことで、「幼稚園教育要領」などを具体化する能力を身に付けた幼児教育の実践者を養成する役割
 - ・市立幼稚園の教育内容や具体的な取組を発信し、保護者や地域の理解を高めます。
- これらの取り組みを通じて、市立幼稚園は、本市の幼児教育・保育の質向上、小学校以降の教育との円滑な接続の推進、全ての幼児に対する質の高い幼児教育の機会の保障、人材育成、情報発信の充実に引き続き貢献していきます。

(2)市立幼稚園の機能強化

ア 幼児教育コーディネーター（仮称）の配置

【趣旨】

幼稚園教諭が幼児教育の現役実践者ならではの視点で、「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」の普及啓発を図るとともに、派遣園の幼児の実情を踏まえた具体的な助言・指導を行います。

【主な役割】

- 幼児教育の学びの場としての市立幼稚園の常時公開

- ・保育参観や参加（保育体験）を通して、保育者、小学校教諭、幼児教育・保育を学ぶ学生などに、幼稚園教育要領やナゴヤ学びのコンパスを具現化した幼児教育の実際（環境の意味・幼児の読み取り・保育者の援助など）を学ぶ場を常時公開します。
- ・幼児教育・保育に関わる関係機関や子育て家庭に対して、保育参観などの機会を提供するほか、保護者向けのセミナーの講師を務めるなど、幼児教育・保育の理念や重要性などについて広く普及啓発を図ります。

○ 幼児教育・保育の質の向上に向けた助言

- ・幼児教育・保育支援センター（仮称）を通じて、幼児教育・保育施設などからの要望を受け、幼児教育アドバイザーと連携し、定期的な園訪問を行うことで、派遣園の実情や教育内容に応じた環境構成の工夫や幼児の実態に即した子どもの支援について具体的な助言を行います。
- ・園内研究会において、ファシリテーターの役割を担い、幼児理解に基づいた評価・改善につながる助言を行います。

○ 架け橋期のカリキュラムの実践支援

- ・小学校入学当初に、子どもたちが学校生活に安心して適応し、主体的な学びに向かえるよう、小学校を訪問し、幼児期の学びや育ちを活かした環境構成のサポートに入るなどの支援を行います。

○ 保育実技に関する助言・指導

- ・幼児教育・保育支援センター（仮称）と連携し、リズム遊び、表現遊び、絵本の読み聞かせ、劇遊びなどの実技研修の講師を務め、保育実技に関する助言・指導を行います。

イ 預かり保育による子育て支援

現在、市立幼稚園における預かり保育は、子育て支援の一環として在園児を対象に行っています。保護者の就労などの事情によらず市立幼稚園の教育を受けることができるよう、令和5年度から第一幼稚園及び第三幼稚園において、早朝・夕刻の預かり保育時間の拡充を試行実施しました。

試行実施の結果、保護者の生活リズムに合わせて、子どもが安定した生活リズムを形成することができました。

試行実施の結果や小学校の登校時間、トワイライトスクールの開設時間などを踏まえ、市立幼稚園として存続する園において、可能な限り早期に、下記のとおり拡充できるよう関係部署と調整します。また、実践研究園として事例を創出し、他の幼児教育・保育施設に還元していきます。

【通常保育日】

午前8時から教育時間開始まで、教育時間終了後から午後6時まで

【長期休業日】

午前8時から午後6時まで

ウ 満3歳児の受け入れ

核家族化や少子化の進行により、幼児が集団の中で他者と関わりながら育つ機会が減少する中、幼児期早期における育ちの支援の在り方について検討が求められています。

このような状況を踏まえ、安心できる集団生活の場を提供するとともに、満3歳児の教育課程などの実践研究を行うことを目的に、第三幼稚園において受け入れを試行実施しました。

試行実施の結果、安定した環境のもとでの丁寧な関わりにより、幼児の情緒の安定や遊びの広がり、対人関係の育ちが見られるとともに、保護者の不安軽減にもつながることが確認されました。

試行実施の結果を踏まえ、市立幼稚園として存続する複数学級園において、可能な限り早期に、下記のとおり拡充できるよう関係部署と調整します。また、実践研究園として事例を創出し、他の幼児教育・保育施設に還元していきます。

【実施園】

複数学級園

【定員】

1学級 10人

IV 市立幼稚園の再編

1 再編の方向性

(1)再編における視点

市立幼稚園は機能強化を図り、今後も本市の幼児教育・保育の充実を図っていきますが、一方で、保育ニーズや社会状況の変化に対応するため、以下の視点を考慮して再編を検討します。

ア 長期的な視点

今後も、幼児人口の減少や就労する保護者の保育ニーズの増加により、市立幼稚園の園児定員が在園児数を上回る供給過剰が続くと予想されるため、長期的な視点に立って再編を検討します。また、園児定員については、公立幼保連携型認定こども園の新設を見据えて、公立保育所の職員配置基準と同程度に見直すことを検討していきます。

イ 市立幼稚園の適正規模

多くの子どもにとって幼稚園は初めての集団生活の場であり、教育目標の達成には一定の集団規模の確保が重要です。一方で、保育ニーズの高まりなどを背景に市立幼稚園の園児数は減少しており、集団規模の確保が難しい園も生じています。

このため、市立幼稚園が実践研究を継続できるよう、子どもが集団の中で学び合い、育ち合う環境を確保します。

ウ 市立幼稚園の適正配置

市立幼稚園において長年にわたり積み上げてきた研究成果・知識・経験などを活かし、今後も本市の幼児教育・保育の質の維持・向上を図ることができるよう適正配置をします。

その際、地域の幼児教育・保育施設などとの連携や幼保小接続の支援が市内全域で進むよう、地域バランスにも配慮します。

エ 公立の幼児教育・保育施設の適正規模・適正配置

長時間保育や0歳からの受け入れなどの多様な保護者ニーズや国の動向への対応、市全体の質向上や人材育成を図るため、子ども青少年局と連携・協働して、市立幼稚園と公立保育所を統合し、公立幼保連携型認定こども園を新設することにより、公立の幼児教育・保育施設の適正規模・適

正配置を確保します。

オ リソース再配分

新たに全市的な幼児教育・保育の振興を図る事業に取り組むため、再編により生み出されたリソース（人材や経費等）は、市立幼稚園や公立幼保連携型認定こども園、幼児教育・保育支援センター（仮称）などへ再配分できるよう、引き続き関係局と調整を行います。

カ 教育委員会の役割

幼児期から青年期までの学びの連続性を踏まえた教育の一貫性・連続性を確保する観点から、施設類型を問わず、幼児教育・保育施設における教育に関する指導・助言、人材育成等について、子ども青少年局と連携・協働して行っていきます。

(2)第 2 期実施計画における再編の方向性

上記の視点に加え、第 2 期実施計画期間における実現可能性等の観点から総合的に検討した結果、次の方向性により再編を進めます。

- ・幼児人口の減少傾向や保護者の保育ニーズの高まりなどを踏まえ、市立幼稚園は一定数閉園します。
- ・市立幼稚園において長年にわたり蓄積してきた研究成果・知識・経験等を生かし、本市の幼児教育・保育の質の維持・向上に貢献するため、市立幼稚園は一定数存続させます。
- ・子ども青少年局との連携・協働により、公立保育所との統合を行い、公立幼保連携型認定こども園を新設します。
- ・公立幼保連携型認定こども園の整備により、0 歳児から就学前まで連続・一貫した質の高い幼児教育・保育を提供します。
- ・公立施設間での人材交流により、人材育成・資質向上を進め、市全体の幼児教育・保育の質の向上につなげます。

以上のことから、市立幼稚園は一定数閉園した上で、残る市立幼稚園は「市立幼稚園」と、公立保育所との統合による「公立幼保連携型認定こども園」に再編します。

2 再編対象園の選定

(1)園数について

ア 存続する市立幼稚園

第2期実施計画の終了年度である令和18年度までの幼児人口を、入園対象年齢児数の直近10年間の社会増減、自然増減による平均変化率を当てはめて推計した場合、令和7年度と比較して、約29%減少が見込まれます。

その推計値に、3～5歳の幼児人口に対する市立幼稚園児数の割合や預かり保育の延長を試行した園における入園児数の増加率等乗じて、令和18年度時点の市立幼稚園の想定園児数を算出し、受け皿となる園数を算出した結果、



存続する市立幼稚園は10園程度とします。

イ 新設する公立幼保連携型認定こども園

本計画期間においては、モデル園であることから、地域バランスを考慮して検討します。また、公立幼保連携型認定こども園は基幹園の役割を担うことから、計画的に市全域を網羅できるよう整備を進めていきます。



市立幼稚園と公立保育所の統合により設置する公立幼保連携型認定こども園は5園程度とします。

※他に保育園の単独移行により1園を新設する。

ウ 閉園する市立幼稚園



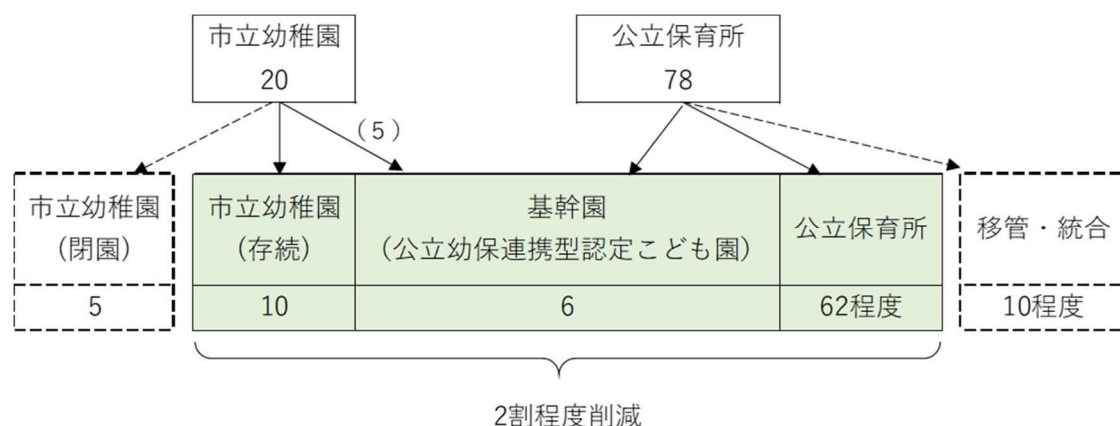
上記ア及びイから、閉園する市立幼稚園は5園程度とします。

エ 公立の幼児教育・保育施設の適正規模・適正配置

幼児教育の推進や幼保小連携・接続、地域の子育て支援などについて、市立幼稚園に配置する幼児教育コーディネーター（仮称）と基幹園となる公立幼保連携型認定こども園が連携・協働し、第2期計画期間においては、市立幼稚園10園と公立幼保連携型認定こども園6園の合計16園で市全域を網羅します。

なお、公立幼保連携型認定こども園は、基幹園として市域全域を面的にカバーできるよう、将来的に区役所及び区役所支所管内の合計22園の設置を目指します。

図表9 公立幼児教育・保育施設の第2期実施計画期間後の施設数イメージ



(2)選定の考え方

再編対象園は、次の考え方に基づいて選定し、総合的に判断します。

《基本方針及び実施計画と同様の考え方》

○ 適正規模

市立幼稚園は本市の幼児教育のモデルとなる教育実践を行うため、各学年とも複数学級（1園あたり6学級以上）で運営することが望ましいため、単学級園を検討対象とします。

○ 園児定員に対する在園児の充足率が低い園

園児が集団生活の中で関わり合い、学び合いながら成長するため、また、幼児教育のモデルとなる実践研究を行うためには、一定の園児数が必要です。そのため、充足率が低い園を再編の検討対象とします。

また、その際には園児数の継続的な傾向を考慮するため、過去3年間の充足率の推移や直近の状況などを踏まえて検討します。

○ 私立幼稚園などの就園機会の確保

再編対象となった園の周辺で、幼稚園への就園を希望する方の就園機会が確保されることが必要であることから、近隣に選択可能な私立幼稚園や認定こども園の有無などを基にして検討します。

○ その他考慮すべき事項

再編する園の選定にあたっては、上記の点や市立幼稚園の配置状況に加え、

- ・敷地面積や保有教室数など施設面の規模及び建築年数
- ・市立幼稚園の地域バランス

を考慮して検討します。

《新たに追加する考え方》

- 市全体の幼児教育・保育施設の適正配置
幼児教育コーディネーター（仮称）やエリア支援保育所、市立幼稚園、公立保育所の役割や機能を効率的かつ効果的に発揮できるよう、全市的な地域バランスを考慮します。
- 統合する市立幼稚園と公立保育所の状況
統合することによって在園児に大きな影響を生じないように、統合園間の距離や園児数、施設規模、基幹園としての立地等を考慮します。
- 市立幼稚園や公立保育所、またその周辺の公共施設の整備計画や方針
市立幼稚園に限らず、公共施設の老朽化が進んでいることから、関係する公共施設の再編や移転、廃止等にかかる整備計画等も考慮します。

(3)対象園

前述の考え方を踏まえ、総合的に判断した結果、対象園は以下のとおりです。

ア 存続する園

区	幼稚園名
千種	第二
東	第一
西	第三
昭和	吹上
瑞穂	高田
中川	荒子
緑	鳴子
名東	西山台
名東	猪高
天白	植田

イ 閉園する園

区	幼稚園名
北	楠西
中川	常磐
緑	桶狭間
緑	神の倉
名東	梅森坂

※神の倉幼稚園で開催している「幼児の育ち応援ルーム」は他園での実施を検討する。

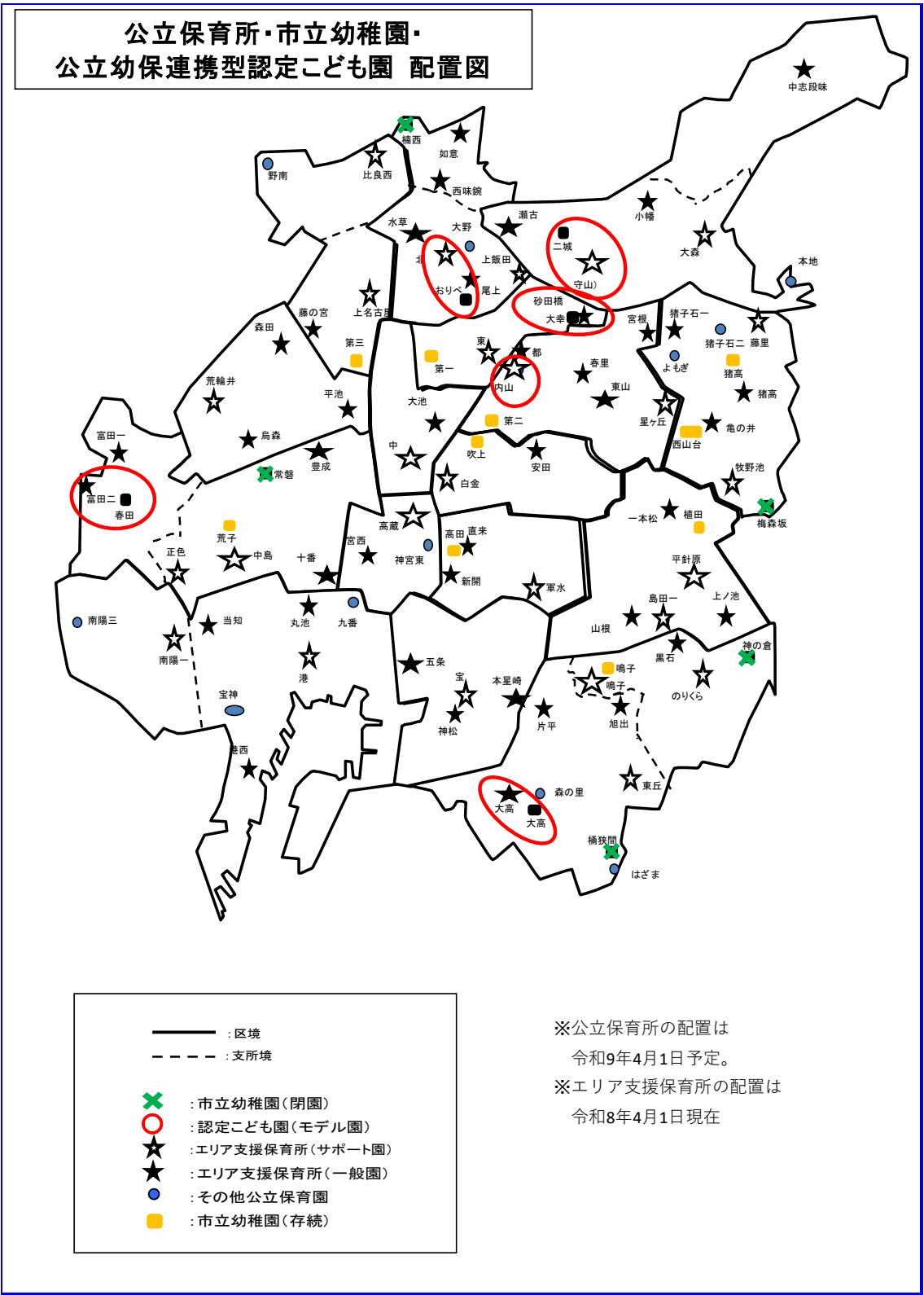
ウ 公立保育所と統合し、公立幼保連携型認定こども園へ移行する園

区	幼稚園名	保育園名
東	大幸	砂田橋
北	おりべ	北
中川 (富田支所)	春田	富田第二
守山	二城	守山
緑	大高	大高

※なお、千種区は、公立保育所の単独移行により公立幼保連携型認定こども園を新設します。

※施設整備の状況などにより、移行時期が変動する可能性があります。

図表 10 公立幼児教育・保育施設配置予定図



(4)実施方法・スケジュール

再編にあたり、在園児や保護者に大きな影響が生じないように、直ちに園児募集を停止し、閉園や幼保連携型認定こども園への移行をするのではなく、将来的な閉園や移行について周知期間を設けます。

《市立幼稚園の閉園》

- ・閉園については、図表 12 の閉園実施行程に基づき、段階的な募集停止を経て、在園児が全て卒園した時点で閉園します。
- ・閉園対象園においては、近隣の幼稚園などと日常的な交流活動をしたり、一緒に行事を楽しんだりするなど、園児の発達に必要な集団での活動の機会を確保していきます。

図表 11 閉園実施行程

園名	R9	R10	R11	R12	R13
楠西（西） 桶狭間（緑） 梅森坂（名東）	3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園	
常磐（中川） 神の倉（緑）		3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園

《公立幼保連携型認定こども園の開園》

- ・施設整備の必要があることから、在園児や保護者への影響や負担をできる限り少なくなるよう検討し、柔軟な施設整備を進められるよう、関係局と調整していきます。
- ・開園時期や園児募集開始時期などについては、別途順次公表します。
- ・幼保連携型認定こども園への移行対象園においては、できる限り早い時期から、互いの教育・保育内容の相互理解を進められるよう、職員同士の交流や研修、在園児同士の交流などを行います。
- ・全体的な計画などの作成にあたっては、移行対象園が目指す子ども像や育てたい姿について十分に話し合い、教育委員会や子ども青少年局も関わりながら作成します。
- ・職員の勤務や給与などの処遇面について、関係部署と調整していきます。

3 閉園後の跡地及び施設の活用

閉園後の跡地及び施設については、次のような活用の可能性を視野に入れて検討します。

- ・ 公立幼保連携型認定こども園の整備にあたり、在園児が一定期間、安全に園生活を継続できる仮設的な受入場所として活用すること
- ・ 施設の老朽化への対応として、幼稚園や保育所等の改修工事を行う際に、在園児が一時的に園生活を送るための代替施設として活用すること
- ・ 子どもの居場所づくりや、障害のある子どもへの支援など、地域における課題を踏まえ、子ども関連施設として活用すること

これらの活用については、閉園する施設が所在する地域の保育ニーズや、周辺の教育・保育施設の設置状況等を踏まえ、個別に判断します。

その結果、子ども関連施設としての活用が困難な場合には、他の公的な活用についても検討します。

さらに、他の公的な活用が見込まれない場合には、民間活用（売却を含む）について検討し、市立幼稚園や認定こども園をはじめとする将来の施設整備に要する経費の財源として活用します。

4 実施計画の運用

本計画は、令和9年度からの10年間を計画期間として行う取り組みや市立幼稚園の再編、公立幼保連携型認定こども園の整備などについて示すものですが、今後、幼児人口の減少や教育・保育ニーズの変化、国における子ども・子育て支援施策の動向、本市の社会状況の変化などが生じることも想定されます。

このため、計画期間中においても、市立幼稚園、公立保育所、公立幼保連携型認定こども園の運営状況等を踏まえ、本計画について柔軟な見直しを行うとともに、具体的な再編手法について、必要に応じて個別に検討します。

また、公立幼保連携型認定こども園については、本計画ではモデル園として運営を開始し、基幹園としての整備方針や、移行による効果・課題などを比較、検証します。その結果を踏まえ、第3期実施計画以降における市立幼稚園の認定こども園への移行のあり方について検討します。

さらに、計画期間の終了前には、本実施計画の実施状況について改めて検証を行い、公立幼児教育・保育施設の今後のあり方について検討します。

参考資料

1 市立幼稚園の今後のあり方懇談会の開催について

(1)目的

学識経験者や幼稚園・保育所関係者等から幅広く意見聴取を行い、市立幼稚園の今後のあり方の検討に活用する。

(2)構成員

(敬称略、50音順)

氏 名	役 職
相澤 京子	名古屋市立保育園長会 会長
伊藤 知穂美	名古屋市立幼稚園長会 会長
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 教授
河村 暁	名古屋市私立幼稚園協会 会長
笹口 真	名古屋市立なごや小学校 校長
鈴木 真知子	名古屋市私立幼稚園PTA連合協議会 会長
高木 良昌	名古屋市立幼稚園PTA協議会 会長
津金 美智子	名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科 教授
(座長)恒川 和久	名古屋大学大学院工学研究科 教授
藤岡 省吾	名古屋私立保育連盟 常任顧問・理事
水野 めぐみ	名古屋市立幼稚園教職員組合 執行委員長

(3)開催日程

日 程		内 容
第1回	令和7年 6月9日 (月)	・「基本方針」及び「実施計画」の概要 ・「実施計画」の実施状況等 ・市立幼稚園への課題認識や期待すること
第2回	7月16日 (水)	・市立幼稚園の役割 ・市立幼稚園のあり方
第3回	11月6日 (木)	・第2期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画（素案）について ・名古屋市の教育・保育施設に関するアンケート（結果） ・幼児教育・保育事業に関する政令指定都市調査（結果）

日 程		内 容
第 4 回	12 月 15 日(月)	・第 2 期実施計画の構成案について ・市立幼稚園再編の考え方 ・本市幼児教育の目指す姿 ・公立保育所の今後のあり方懇談会について
第 5 回	令和 8 年 2 月 16 日 (月)※	・第 2 期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画（案）について ・名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針（案）について

※名古屋市公立保育所の今後のあり方懇談会と合同開催

2 保護者アンケート

(1)調査の概要

【調査1】0～5歳児の保護者

- 対 象 者 令和7年4月1日時点で0歳～5歳児の保護者
調査手法 住民基本台帳より対象者を無作為抽出し郵送発送・Web 回答
調査時期 令和7年8月～9月（3週間）
回 収 数 592 件（対象人数 1,500 人 回収率 39.5%）
主な設問
 - ・対象者の子どもとその家族について
 - ・子どもの教育・保育施設への入園について
 - ・市立幼稚園の今後のあり方について

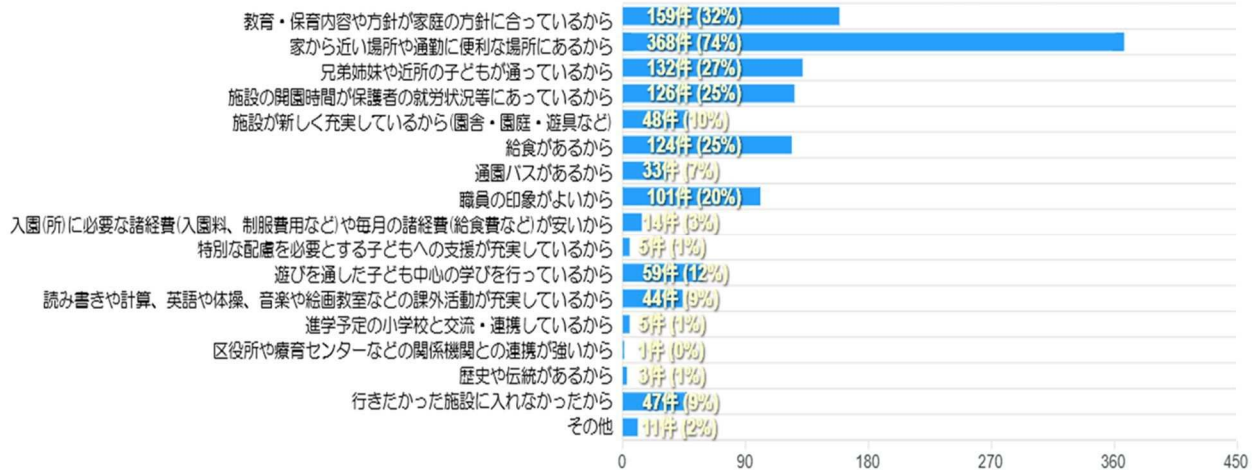
【調査2】市立幼稚園児の保護者

- 対 象 者 令和7年9月1日時点で子どもを市立幼稚園に通わせている
保護者
調査手法 全保護者を対象とし連絡ツールで配信・Web 回答
調査時期 令和7年9月（3週間）
回 収 数 750 件（対象人数 1,196 人 回収率 62.7%）
主な設問
 - ・対象者の子どもとその家族について
 - ・子どもの教育・保育施設への入園について
 - ・市立幼稚園の今後のあり方について

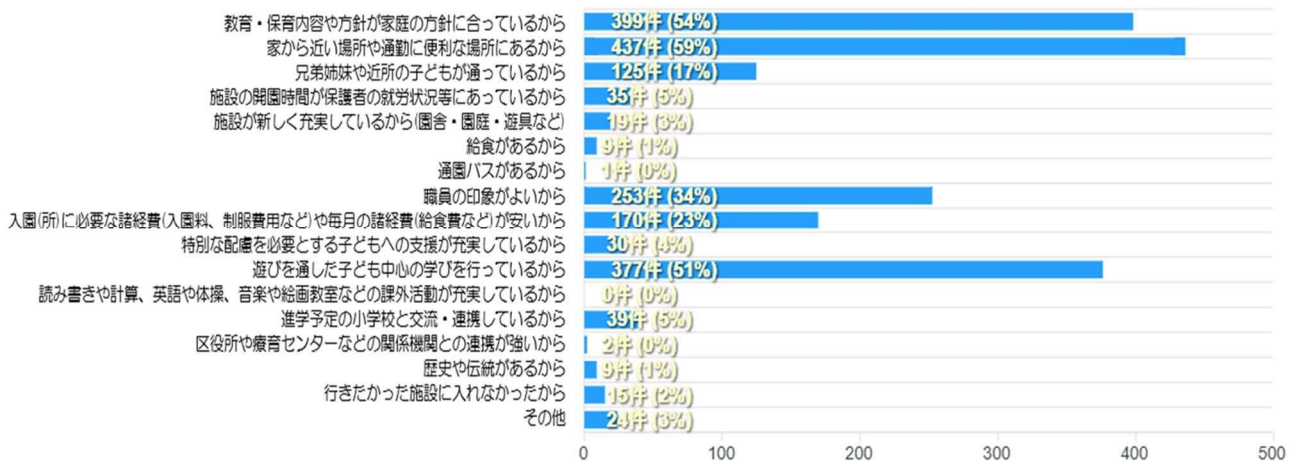
(2) アンケート結果の比較

Q11 子どもが通っている施設を選んだ理由（主な理由を3つまで選択）

【0～5歳児の保護者】



【市立幼稚園児の保護者】



Q16 （施設を利用していない人に対し）今後、教育・保育施設を選ぶ際に重視すること（主なものを3つまで選択）

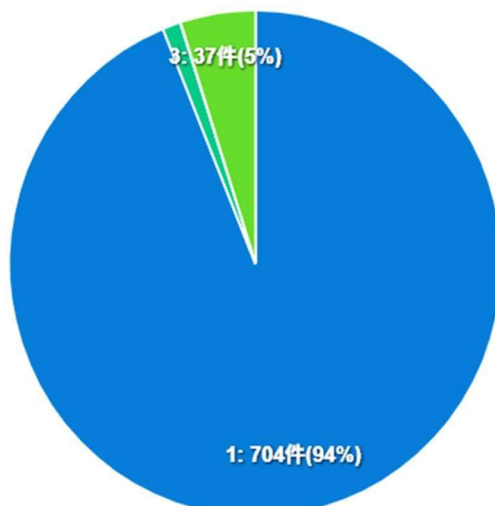
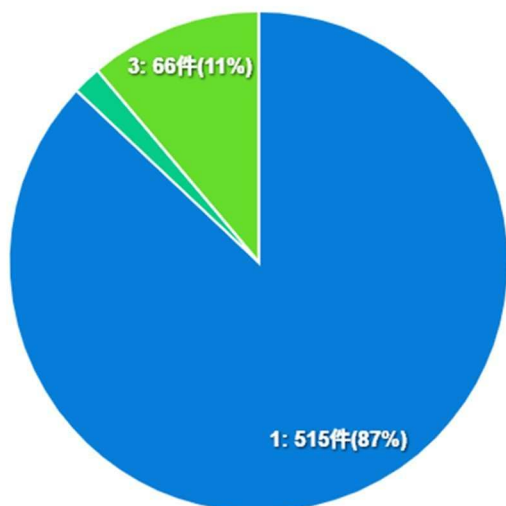


Q22 市立幼稚園に今後期待すること

①子どもの健やかな成長につながる幼児期の教育研究成果を私立幼稚園や保育所等に発信し、名古屋市全体の幼児教育の質の向上に努めてほしい

【0～5歳児の保護者】

【市立幼稚園児の保護者】

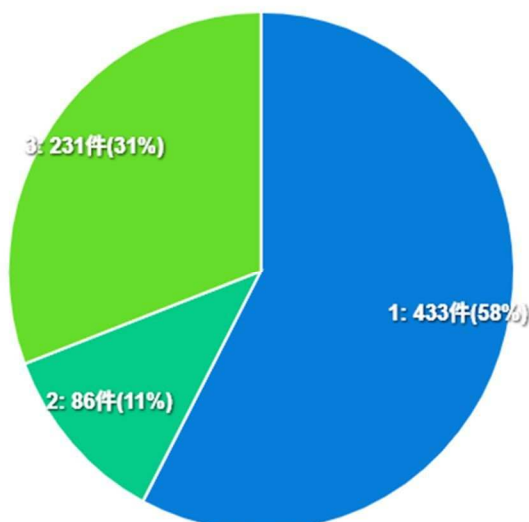
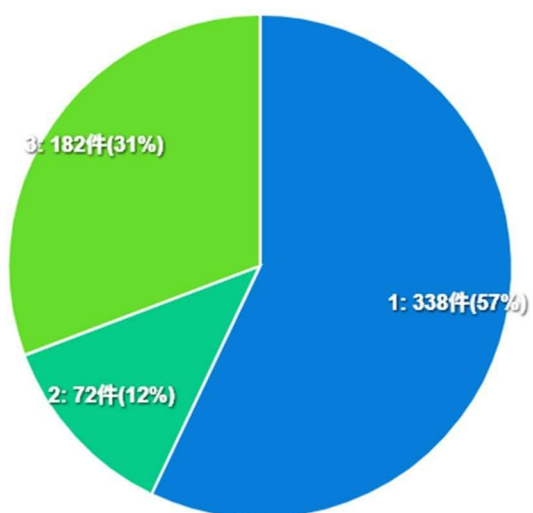


● 1. そう思う
● 2. そうは思わない
● 3. わからない

②外国籍や障害など、特別な配慮を必要とする子どもを積極的に受け入れてほしい

【0～5歳児の保護者】

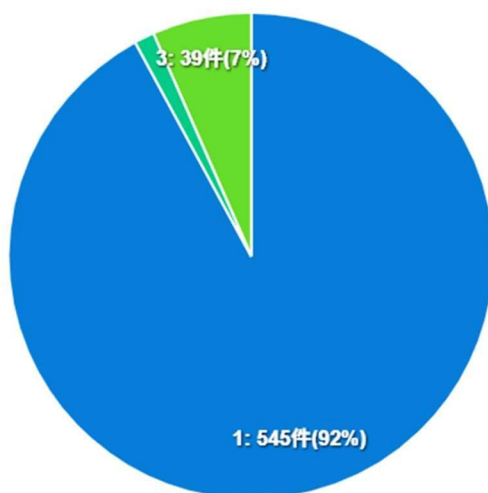
【市立幼稚園児の保護者】



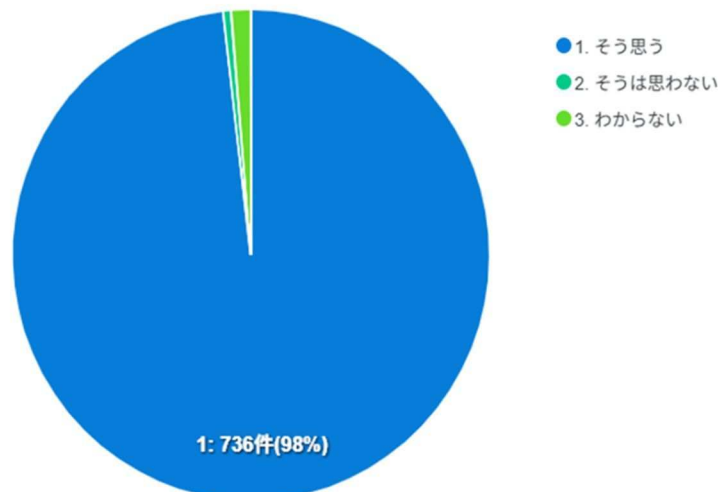
● 1. そう思う
● 2. そうは思わない
● 3. わからない

③小学校以降の生活や学習の基盤となる好奇心や探究心、自分で行動する意欲や態度を育んでほしい

【0～5歳児の保護者】



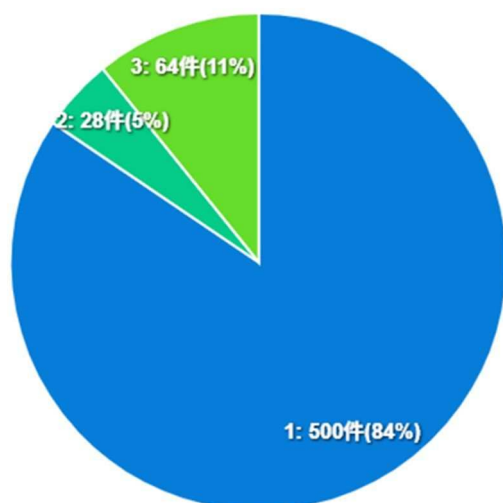
【市立幼稚園児の保護者】



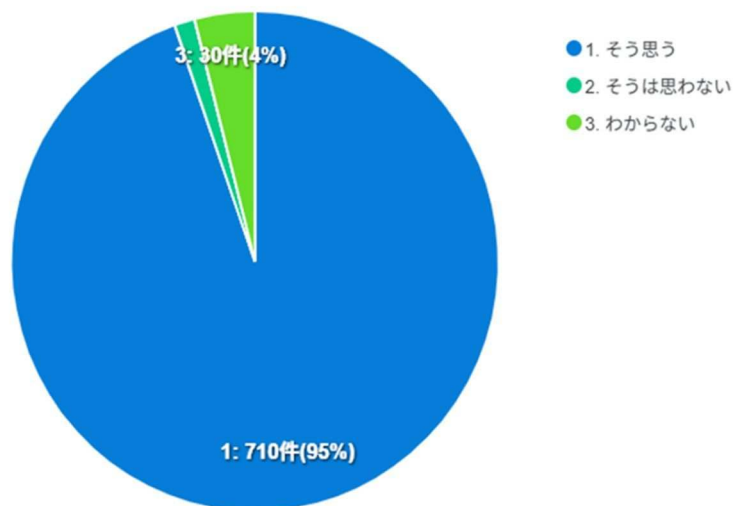
- 1. そう思う
- 2. そうは思わない
- 3. わからない

④小学校との交流や連携を通して、就学への期待や安心感を育ててほしい

【0～5歳児の保護者】



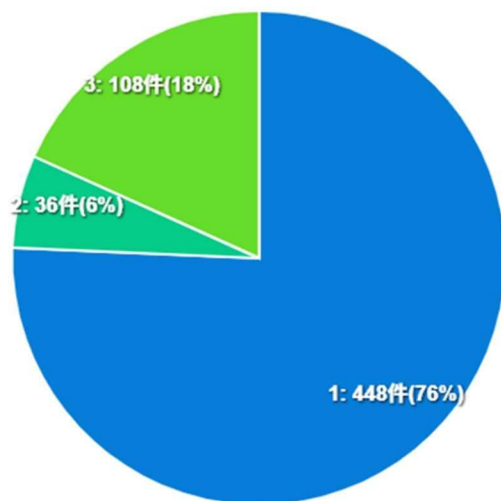
【市立幼稚園児の保護者】



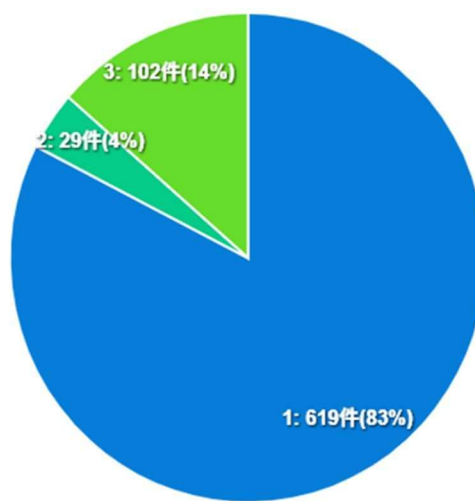
- 1. そう思う
- 2. そうは思わない
- 3. わからない

⑧子育て中の保護者の相談を受けてほしい

【0～5歳児の保護者】



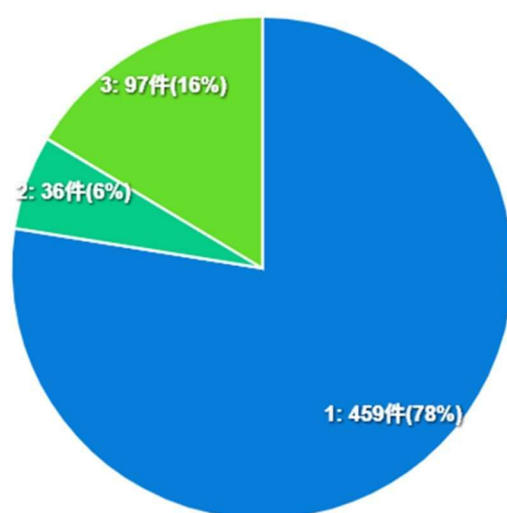
【市立幼稚園児の保護者】



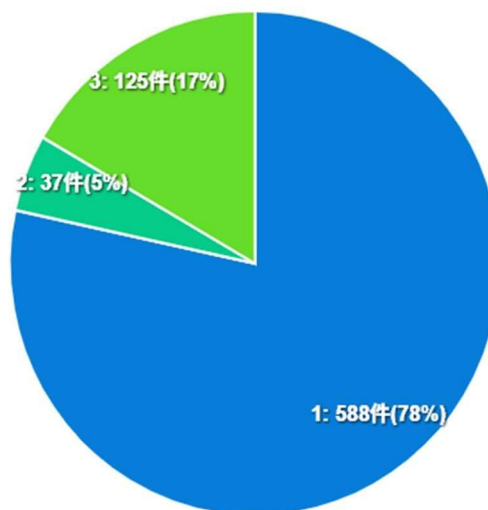
- 1. そう思う
- 2. そうは思わない
- 3. わからない

⑩幼稚園の取組や幼児期の教育研究成果を市民に発信し、子育てに関する情報発信を行ってほしい

【0～5歳児の保護者】



【市立幼稚園児の保護者】

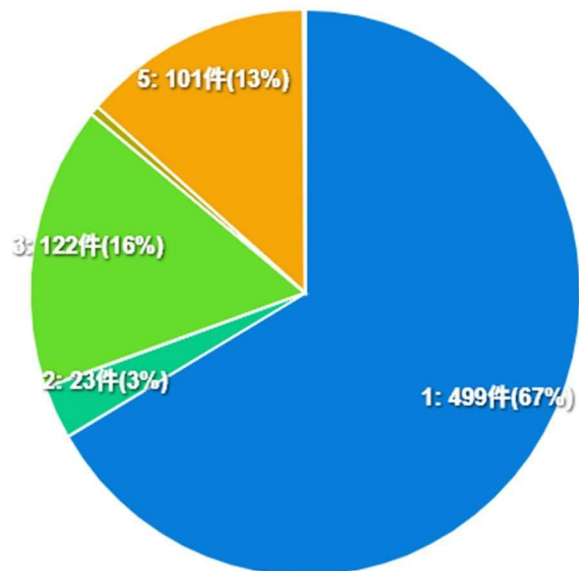
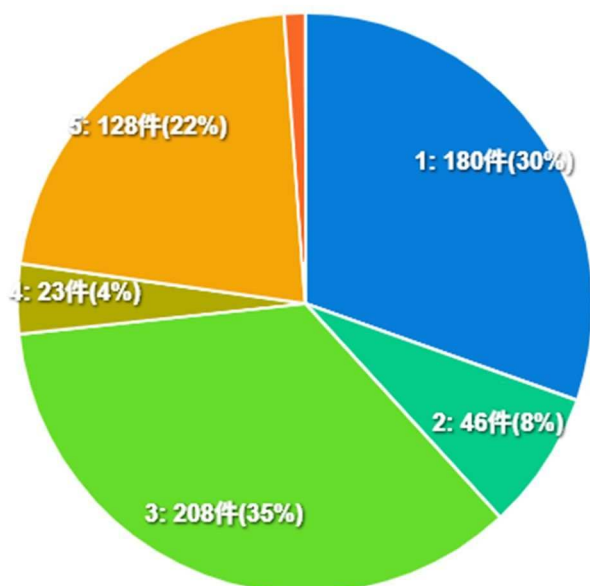


- 1. そう思う
- 2. そうは思わない
- 3. わからない

Q23 市立幼稚園の今後のあり方について

【0～5歳児の保護者】

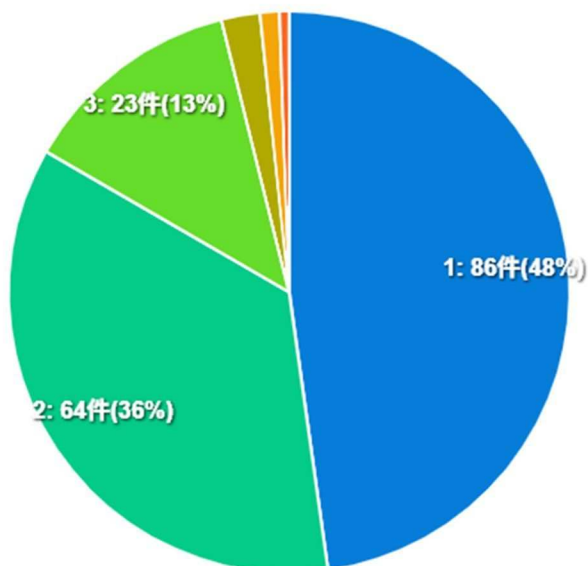
【市立幼稚園児の保護者】



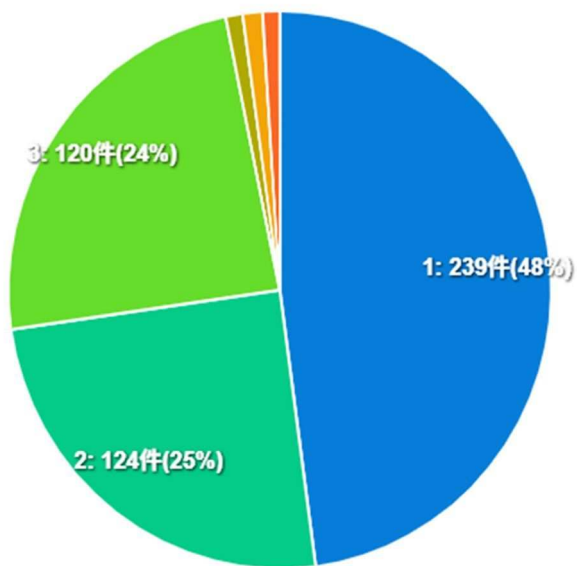
- 1. 公立の幼稚園として果たすべき役割があり、今後も必要である
- 2. 公立の幼稚園として果たすべき役割があるが、定員充足率（令和7年度：52.0%）を踏まえて園数を減らす必要がある
- 3. 公立の幼稚園として果たすべき役割があるが、保育ニーズや社会状況の変化（幼児人口の減少、保護者の就労形態の変化など）に対応するため、一部または全部の市立幼稚園については、公立認定こども園への移行を検討する
- 4. 幼児教育を担う施設は、市立幼稚園の他に私立幼稚園や公立保育所、民間保育所、私立認定こども園などがあるので、市立幼稚園は必要ない。
- 5. わからない
- 6. その他

Q24 Q23 のように（公立の幼稚園として果たすべき役割があり、今後も必要である。）回答した理由

【0～5歳児の保護者】



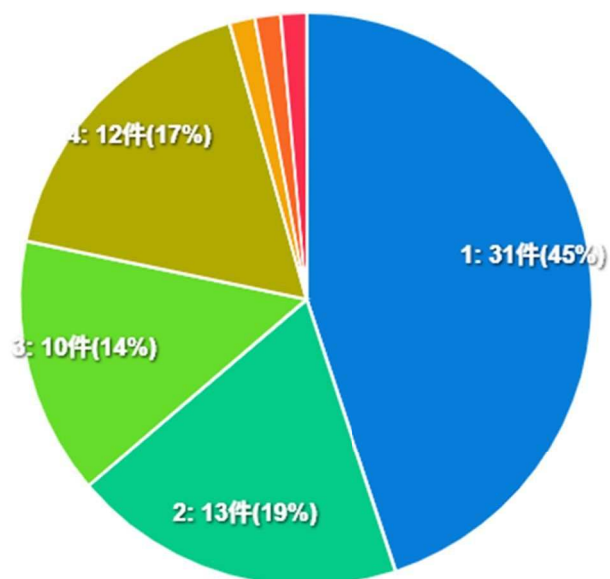
【市立幼稚園児の保護者】



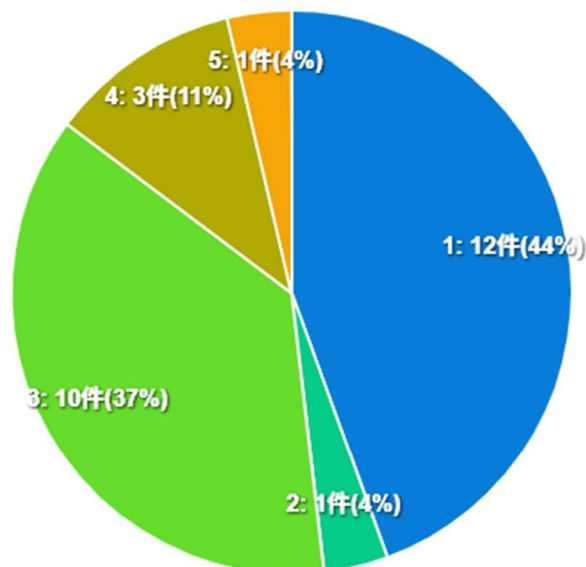
- 1. 市は、これまでと同様、幼児教育に責任を持って取り組んでほしいから
- 2. 入園を希望するお子さんができる限り多く入園できるようにしてほしいから
- 3. 市立幼稚園の教育内容の充実や保育ニーズに対応してほしいから
- 4. よくわからない
- 5. 未回答
- 6. その他

Q25 Q23 のように（「公立の幼稚園として果たすべき役割があるが、定員充足率（令和 7 年度：52.0％）を踏まえて園数を減らす必要がある」又は「幼児教育を担う施設は、市立幼稚園の他に私立幼稚園や公立保育所、民間保育所、私立認定こども園などがあるので、市立幼稚園は必要ない」）回答した理由

【0～5歳児の保護者】



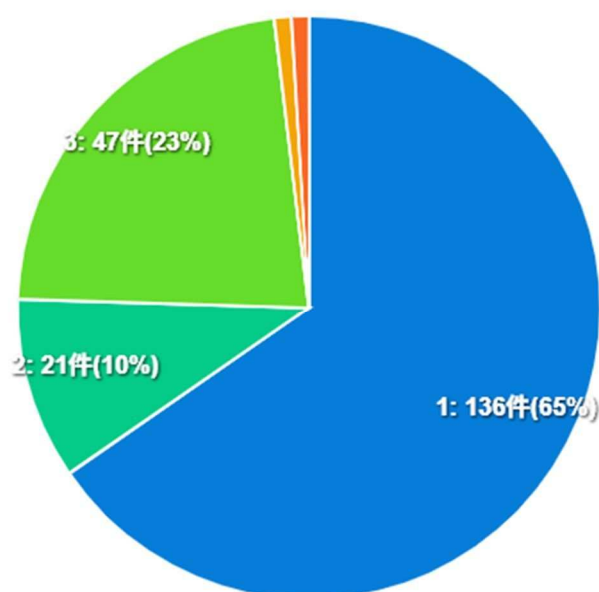
【市立幼稚園児の保護者】



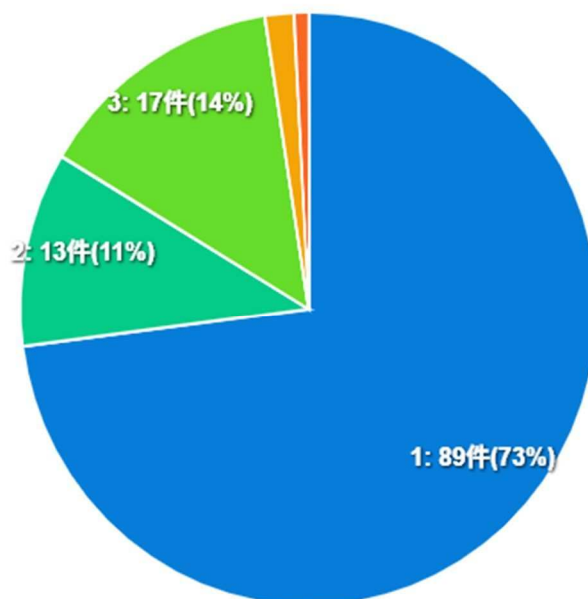
- 1. 市立幼稚園にかかる経費や人員の全部または一部を、他の子育て支援策の充実や他の市立幼稚園の機能拡充に充ててほしいから
- 2. 市立幼稚園にかかる経費や人員の全部または一部を、他の行政サービスに充ててほしいから
- 3. 定員に満たないなら、閉園も仕方がないと考えるから
- 4. 私立幼稚園や公立保育所など他の教育・保育施設があるので、供給力(定員)が充分であるから
- 5. よくわからない
- 6. 未回答
- 7. その他

Q26 Q23のように（公立の幼稚園として果たすべき役割があるが、保育ニーズや社会状況の変化（幼児人口の減少、保護者の就労形態の変化など）に対応するため、一部または全部の市立幼稚園については、公立認定こども園への移行を検討する）回答した理由

【0～5歳児の保護者】



【市立幼稚園児の保護者】



- 1. 社会状況の変化により保育ニーズが多様化しているため、それに合わせて公立認定こども園への移行を検討すべきだから
- 2. 名古屋市全体の教育・保育の質の向上と人材育成のために、公立認定こども園を設置し、その成果を他の教育・保育施設に還元すべきだから
- 3. 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）のように、保護者の就労要件にかかわらず保育所等へ通園できる制度が始まったため、対応できる公立認定こども園への移行を検討すべきだから
- 4. わからない
- 5. 未回答
- 6. その他

3 本市の目指す姿

(1)本市の目指す都市像

《名古屋市総合計画 2028》

【めざす都市像2】

安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市

子どもの権利が守られ、健やかに成長できる笑顔あふれる都市を目指します。

- ・子どもが人とのふれあいや交流、遊びやスポーツ、社会活動などを通して様々な体験をしながら、一人ひとりの発達段階に応じた社会性、豊かな人間性や創造性を身につけること
- ・虐待やいじめがなく、子どもの笑顔があふれているとともに、子どもの意見が尊重され、主体的に社会に参加できること
- ・生まれ育った環境や障害の有無などに関わらず、すべての子どもが未来への夢を抱いて学び、健やかに成長すること

(2)本市の目指す子どもの姿

《コンパスぶらん（第4期名古屋市教育振興基本計画）》

ゆるやかな協調性の中で自立して学び続ける

すべての市立学校園において

「ナゴヤ学びのコンパス」

（令和5年9月公表）の考えに基づき、

子ども中心の学びを推進しています。

「ナゴヤ学びのコンパス」では、右図のとおり、

- （1）実現したい市民の姿、
- （2）目指したい子どもの姿、
- （3）重視したい学びの姿、
- （4）どの学校園でも大人が大切にしたいことを示し、各学校がその実現に向けて創意工夫しながら実践を進めています。



《なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029（名古屋市子どもに関する総合計画）》

安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、すべての子どもが、自分自身が持っている力を信じることで、その力を伸ばしながら育っていけるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちを目指すとともに、10、20 年後における望ましいあり方として、上記の子どもの姿を目指します。

第2期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画

発行・編集 名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課
教育支援部義務教育課

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

【教育環境整備課】電話:052-972-3226

FAX:052-972-4176

【義務教育課】電話:052-972-3232

FAX:052-972-4177

策定年月 令和8（2026）年●月

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

就学前児童数の減少や社会的ニーズの変化に対応していくため、公立保育所の今後のあり方を検討

現状・課題

保育所を取り巻く環境の変化

- 待機児童対策による受け入れ量の確保から保育の質の向上に向けた取組にシフト
- 就学期への学びにつながる幼保小接続の推進の重要性の高まり
- 名古屋市の行財政改革の一環として、公の施設の見直しが必要とされている

公立保育所の現状・課題

- 令和9年度に78園となり、集約化が完了目前
- 障害児・医療的ケア児の受け入れが増加
障害児利用率：H26 5.5%⇒R6 11.0%
- 施設の老朽化（築40年以上経過している園が80%以上）、また、バリアフリー対策等の社会的ニーズの変化への対応
- 公立保育所と市立幼稚園の役割が重なっているため、整理が必要



公立幼児教育・保育施設の今後のあり方

公立幼児教育・保育施設に求められていること

- 名古屋市が目指す幼児教育・保育の姿を明確化すること
- 待機児童対策のための受入量の確保から質の向上へと施策を転換すること
- 公立保育所と市立幼稚園が連携し、本市の幼児教育・保育の質を向上させる体制を構築すること
- 多様化する教育・保育ニーズや今日的課題に対応した施設を整備すること

【公立保育所等の今後の役割】

- 子どもの主体性を大切にした保育の共有
- 支援や配慮が必要な子ども・保護者への支援
- 教育・保育の質の向上
- 地域の子育て家庭への支援
- 幼保小連携の推進
- 災害発生時や緊急時の対応
- 公立幼児教育・保育施設としての実践

基本方針における展開

公立保育所における展開

公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設

【目的】

○一部の公立保育所と市立幼稚園を統合及び公立保育所の単独移行により、公立の幼保連携型認定こども園を整備する。本市が目指す幼児教育・保育を体現し、地域の幼児教育・保育施設の拠点となることで、基幹園としての役割を担い、市域全域を面的にカバーできるよう、将来的に区・支所管内計22園の設置を目指す。

【主な役割】

○保育所と幼稚園の機能を一体化し、乳幼児期から就学前まで一貫した質の高い教育・保育を提供する。エリア支援機能を移行し、保育の質の向上と子育て支援を強化するとともに、多様なニーズに応えるためインクルーシブ教育・保育の研究・実践を進める。

インクルーシブ教育・保育の実践・研究

【趣旨】

○多様化する教育・保育ニーズに的確に応え、特に障害児や医療的ケア児、外国にルーツをもつ児童が安全で安心して利用できるよう、インクルーシブ教育・保育の実践・研究を進める。

【主な取組】

- 職員体制の強化
- 基幹園を医療的ケア児受け入れの拠点化
- バリアフリー整備
- 基幹園と児童発達支援事業所の併設園を整備
- 多職種連携の強化

幼児教育・保育の質の向上における展開

幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置

【趣旨】

○国が保育の量から質の向上へと施策を転換し、3要領・指針の共通化を進める中、本市も保育分野での質向上の拠点の必要性が高まっている。そこで、既存の幼児教育支援室を発展させ、教育委員会と連携して幼児教育・保育支援センターを設置し、調査研究や研修、伴走支援を通じて全ての子どもに質の高い教育・保育を提供する体制を整える。○名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定を早期に実現させるため令和9年度設置を目指していく。

【主な機能】

- 名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定
- 地域への支援
- 人材育成
- 調査研究
- 幼保小連携・接続の推進
- 情報発信

名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定

【趣旨】

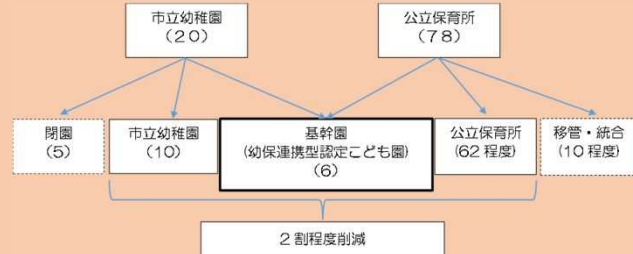
○国は幼稚園・保育所・認定こども園に共通する「幼児期に育みたい資質・能力」等を示す3要領・指針の改訂を進めている。本市も、施設類型や公私の別を超えて質の高い幼児教育・保育を保障するため、横と縦のつながりを踏まえた共通指針を策定する。指針は幼児教育・保育支援センター（仮称）が中心となり、公立・民間の各施設や小学校と連携して作成する。

公立保育所等の再編及び今後の施設整備等

公立保育所等の再編手法

○将来の保育ニーズ減少を見据えつつ、幼保連携型認定こども園の整備やインクルーシブ保育の推進を進める中で、公民全体の保育供給量と行財政改革の観点から公立保育所の再編を行う。

○公立施設の利用割合、待機児童解消における役割、障害児・医療的ケア児の受入などのセーフティネット機能、災害時の受入体制、民間法人の運営が困難な地域での必要性を踏まえ、約10園を民間法人へ移管もしくは統合する。



基幹園（認定こども園）6園

○地域の幼児教育・保育施設の様々な拠点的な位置付けになれるよう、公立の幼保連携型認定こども園を整備していくが、本方針期間内に6園整備を行い、将来的に22園の整備を目指す。

公立保育所 62園程度

○幼保連携型認定こども園として整備していく公立保育所及び再編対象の公立保育所以外の公立保育所においては、現行の保育所運営を継続しつつも、保育所の利用ニーズや周辺の保育所等の設置状況等を考慮し、定員超過入所や定員設定の見直しを行い、適正規模の保育所運営を目指す。

移管・統合 10園程度

- 具体的な再編保育所・再編手法は、
 - ・児童の受け入れ状況や保育所の立地
 - ・周辺の保育所等設置状況等
 - ・利用者負担額の軽減を実施した場合の影響
 - ・広域利用の検討状況

にも留意するなど、状況に応じた検討が必要なため、在園児やその保護者への影響や負担をできる限り少なくなるよう検討し、園名や再編時期・手法等については、別途順次公表することとする。

公立幼保連携型認定こども園の整備

○公立幼保連携型認定こども園を計画的に整備していくことから地域バランスを考慮するほか、既存の公立保育所と市立幼稚園の距離や公立保育所と市立幼稚園の施設状況、近隣の保育所等の利用ニーズや周辺環境等を考慮し、下表の6園を整備することとする。

区名 (支所名)	公立保育所名	市立幼稚園名
千種	内山保育園	—
東	砂田橋保育園	大幸幼稚園
北	北保育園	おりべ幼稚園
中川 (富田支所)	富田第二保育園	春田幼稚園
守山	守山保育園	二城幼稚園
緑	大高保育園	大高幼稚園

○期間中に移行に向けた運営面や職員の処遇面を含めた各種準備及び、基幹園の機能を果たしていくための施設整備等が必要なことから、計画的に市内全域を網羅できるよう整備を進めていくこととする。

○新設される幼保連携型認定こども園の施設整備、エリア支援機能の統括やインクルーシブ保育への対応をしていくため、再編による行財政改革と市民サービスの向上を両立させ、職員の体制強化や公有財産の有効活用をはかっていく。

今後の施設整備

○これまでは名古屋市個別施設計画に基づき、リニューアル改修を基本として施設の長寿命化を進めてきたが、バリアフリー環境の整備等のインクルーシブ保育への対応が困難であったり、一部の園では改修工事期間中の代替施設の確保が困難という課題が明らかになっており、戦略的な整備判断が求められている。

○名古屋市総合管理計画に定められた市設建築物の取組である「施設の長寿命化」や「再編整備の取組方針」をふまえつつ、柔軟な施設整備を進められるよう、関係局と調整していく。

基本方針の位置づけ及び方針の運用及び検証

位置づけ

○本方針はなごや子どもの権利条例に基づく子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029～名古屋子どもに関する総合計画」を実施するための方針である「名古屋市教育・保育施策の実施方針」と整合性を図っていくとともに、名古屋市立幼稚園の「第2期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」と密に連携し、運用していくための方針とする。

方針の運用及び検証

○本方針は、今後10年を期間として行う取組や再編について策定しているが、就学前児童数の減少、教育・保育ニーズや本市の社会状況の変化等も考えられるため、方針の実施期間中において、本方針の柔軟な見直しや具体的な再編手法を個別に都度検討する。

○幼保連携型認定こども園については、基幹園としての整備方針や、移行による効果、課題等を比較、検証して今後の更なる市立幼稚園との統合や公立保育所からの移行を検討することとする。

名古屋市公立保育所の あり方に関する基本方針 (案)

名 古 屋 市

目 次

はじめに	・ ・ ・ 1
I 幼児教育・保育を取り巻く現状と公立保育所のこれまでの 取組み	
1 幼児教育・保育を取り巻く現状	・ ・ ・ 2
2 公立保育所のこれまでの取組み	・ ・ ・ 7
II 公立幼児教育・保育施設の今後のあり方	
1 本市の目指す都市像	・ ・ ・ 15
2 本市の目指す子どもの姿	・ ・ ・ 15
3 公立幼児教育・保育施設に求められていること	・ ・ ・ 15
4 公立保育所の今後の役割	・ ・ ・ 17
III 基本方針における展開	
1 公立保育所における展開	・ ・ ・ 18
2 幼児教育・保育の質の向上における展開	・ ・ ・ 21
IV 公立保育所等の再編及び今後の施設整備等	
1 公立保育所等の再編手法	・ ・ ・ 23
2 公立幼保連携型認定こども園の整備	・ ・ ・ 24
3 今後の施設整備	・ ・ ・ 25
4 方針の運用とその評価	・ ・ ・ 26
参考 名古屋市公立保育所の今後のあり方懇談会について	・ ・ ・ 27

はじめに

方針の策定にあたって

(1) 方針策定の趣旨

平成 20 年 4 月に施行した「なごや子ども条例」を、令和 2 年 4 月に「なごや子どもの権利条例」へと改正し、その理念に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、保育を必要とする子どもに保育の場の提供が少しでも進むよう、積極的な「量の拡大」や、様々な教育・保育の提供等に取り組んできた。

近年、就学前の子ども数は減少し続けている一方、保育の量的なニーズ（保育所等の利用申込者数）は増加を続けていたが、その伸び幅は鈍化傾向から令和 7 年には横ばいとなっており、施策の重点を教育・保育の「質の向上」にシフトしていくことが求められている。

教育・保育に係る市民のニーズが「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、教育・保育施設に求める各々の役割も重なりつつある中、今後、子どもたちにどのような教育・保育を提供していくのか、「教育」、「福祉」といった従来の枠組みに単純にとらわれることなく、子どもに関わる施策全体を統合的、横断的に見渡して考えなければならない。

そのような中で、公立保育所はこれまで平成 19 年度に「名古屋市保育施策のあり方指針」を公表し、本市の厳しい財政状況の中で、保育施策や地域の子育て支援の拡充、公立保育所の建物の老朽化等の課題に対応するため、改築等にあわせて社会福祉法人による民間移管や統廃合を検討することとし、平成 21 年度に公表した「名古屋市公立保育所整備計画」以降、公立保育所を 78 か所に再編し、「エリア支援保育所」として機能強化を図る一方、一部の公立保育所を社会福祉法人への移管や統廃合による集約を行い、令和 9 年度には 78 か所となり、集約化が完了する予定である。

集約化の完了が見据えられる中、今後、多様な教育・保育ニーズに的確に対応し、教育・保育の更なる「質の向上」を図るとともに、今日的な課題である「幼保小連携・接続の推進」等を進めるためには、公民が両輪となって取り組むことが重要である。

そのためには、これまで果たしてきた公立、民間の役割を振り返り、公立施設が更にどのような役割を果たすべきか今一度検討する必要がある、地域全体の保育所等の配置バランスを踏まえながら、多様な保育・子育てニーズに対応していくため、公立保育所のあり方に関する基本的な考え方を方針としてまとめるもの。

(2) 方針の位置づけ

本方針はなごや子どもの権利条例に基づく子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029～名古屋市子どもに関する総合計画」を実施するための方針である「名古屋市教育・保育施策の実施方針」と整合性を図っていくとともに、名古屋市立幼稚園の「第 2 期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」と密に連携し、運用していくための方

針とする。

(3) 方針期間

令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間とする。

I 幼児教育・保育を取り巻く現状と公立保育所のこれまでの取り組み

1 幼児教育・保育を取り巻く現状

(1) 幼児教育・保育を取り巻く現状

ア 社会環境の変化

○近年の社会環境を見ると、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、兄弟姉妹の数の減少等、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきた。保育所の利用ニーズの高まりとともに、全国的に待機児童が増加し、また、発達障害の認知が高まってきた。そのような子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国や地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化する必要性が出てきたことから子どもの年齢や親の就労状況等に応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月に施行された。

○子ども・子育て支援新制度が施行された以降は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付、地域子ども・子育て支援事業の創設等多様な子育て・保育ニーズに対応できるよう市町村が実施主体となってニーズに基づいた給付や事業を実施してきた。そのような中で、「誰一人取り残さない」SDGs の推進や多文化共生の推進が広がり、また、医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加等新たなニーズに対応する必要性が出てきた。

○また、直近においては少子化が急速に進行していることや、南海トラフ地震をはじめとした災害への関心が高まってきている。また、保育所現場においてもデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や不適切な保育への関心が高まっている。

イ 名古屋市の動き

○本市において、平成 23 年、24 年には、待機児童が 1,000 人を超えて全国ワーストの状況にあり、保育を必要とする子どもに十分な保育の場の提供ができない状況であった。そのため、これまで保育を必要とする子どもに保育の場の提供が少しでも進むよう、積極的な「量の拡大」や、様々な教育・保育の提供等に取り組み、その結果、平成 26 年からは、12 年連続で国基準として示されている待機児童ゼロを達成している。

○平成 20 年には、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すために「なごや子ども条例」を、令和 2 年には、子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えること等を明確に表すため、「なごや子どもの権利条例」へと改正し、子どもの権利を保障してきた。

○保育現場に目を向けると、待機児童対策によって施設数を増加させていく一方で、施設で働く保育士の確保に課題があり、様々な保育士確保対策を実施してきた。

○令和 7 年 4 月には、幼稚園に係る私学助成の事務を教育委員会から子ども青少年局に移管し、幼児教育・保育を一体的に推進する組織体制を構築することで幼保一元化を推進している。また、これまでの子ども・子育てを取り巻く環境の変化や国の動向を踏まえつつ、本市における教育・保育施策に関する今後の実施方針を策定した。

○近年の教育・保育に係る市民のニーズの動向に目を向けると、就学前の子どもの数は減少し続ける一方、女性就業率は上昇傾向にあり、共働き世帯の割合は増加していることから保育の量的なニーズ（保育所等の利用申込者数）は増加を続けていたが、その伸び幅は鈍化傾向から令和 7 年には横ばいとなり、地域によっては、保育所等の定員充足率が低下する状況にある。

○幼稚園から認定こども園への移行や、幼稚園における預かり保育事業の実施といった、幼稚園に求められる役割は保育所等の役割と重なりつつある。一方、保護者の働き方の多様化により、休日保育事業のニーズや育児休業からの職場復帰を円滑に行うことを目的とした産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業のニーズがある。また、障害のある子どもや外国につながる子どもといった、配慮を必要とする子どもの増加など、多様な教育・保育ニーズへの対応も引き続き求められている。

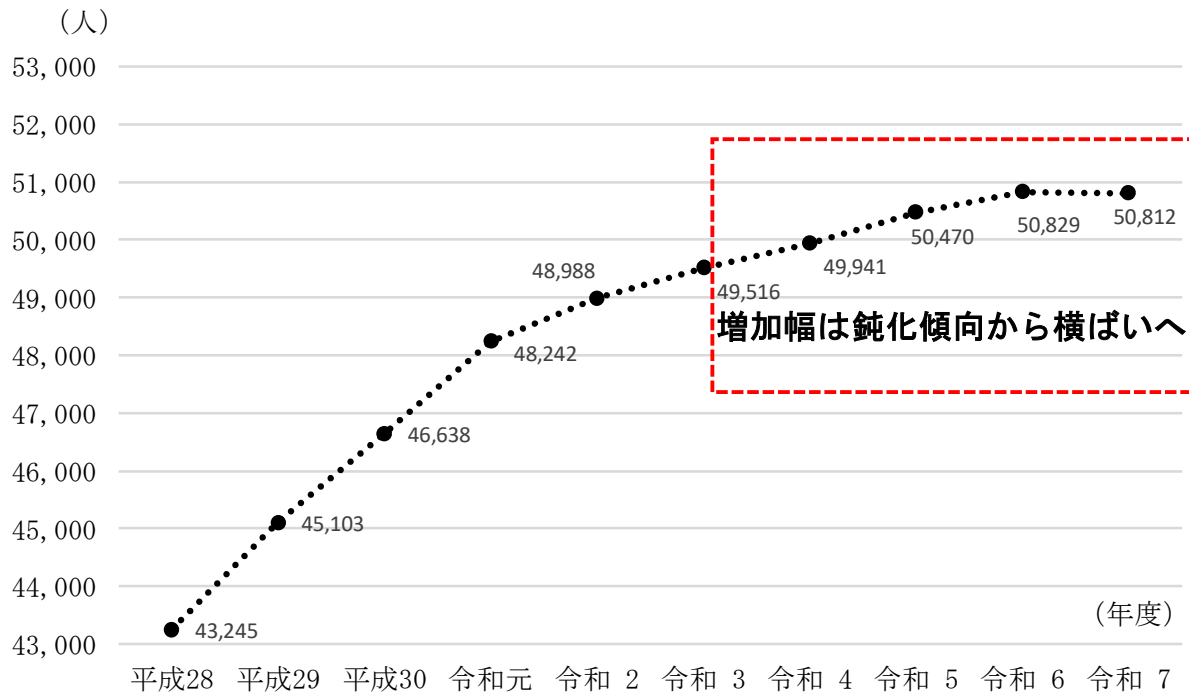
就学前児童数

(単位：人)

区分	就学前児童数	前年差
平成28年度	117,083	288
平成29年度	116,380	△ 703
平成30年度	115,905	△ 475
令和元年度	114,533	△ 1,372
令和2年度	112,758	△ 1,775
令和3年度	109,929	△ 2,829
令和4年度	106,927	△ 3,002
令和5年度	103,425	△ 3,502
令和6年度	99,856	△ 3,569
令和7年度	96,189	△ 3,667

※教育委員会事務局調査「名古屋市の幼児人口」（各年度4月1日現在）より

保育所等利用申込者数（２・３号利用）の推移



※ 各年度4月1日現在

利用児童数

・幼稚園（園児数）、認定こども園（１号利用子ども）

（単位：人）

区分	国立・公立幼稚園	私立幼稚園	認定こども園 (1号利用)	合計
平成28年度	2, 229	26, 882	1, 014	30, 125
平成29年度	2, 224	25, 842	1, 290	29, 356
平成30年度	2, 176	24, 604	1, 645	28, 425
令和元年度	2, 121	23, 226	2, 163	27, 510
令和2年度	1, 900	22, 602	2, 323	26, 825
令和3年度	1, 685	21, 292	2, 611	25, 588
令和4年度	1, 511	19, 613	2, 611	23, 735
令和5年度	1, 463	17, 720	2, 678	21, 861
令和6年度	1, 339	15, 837	2, 627	19, 803
令和7年度	1, 289	13, 661	3, 067	18, 017

※各年度5月1日現在

・ 保育所等（２・３号利用子ども）

（単位：人）

区分	公立			民間			民間（地域型）			合計		
	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計
平成28年度	3,613	7,242	10,855	12,510	17,978	30,488	1,317		1,317	17,440	25,220	42,660
平成29年度	3,536	7,004	10,540	13,330	18,815	32,145	1,703		1,703	18,569	25,819	44,388
平成30年度	3,379	6,727	10,106	13,991	19,776	33,767	1,932		1,932	19,302	26,503	45,805
令和元年度	3,310	6,572	9,882	14,573	20,715	35,288	2,143		2,143	20,026	27,287	47,313
令和2年度	3,158	6,342	9,500	14,976	21,512	36,488	2,118		2,118	20,252	27,854	48,106
令和3年度	2,920	5,988	8,908	15,177	22,439	37,616	2,233		2,233	20,330	28,427	48,757
令和4年度	2,716	5,688	8,404	15,497	23,119	38,616	2,154		2,154	20,367	28,807	49,174
令和5年度	2,613	5,412	8,025	15,804	23,637	39,441	2,132		2,132	20,549	29,049	49,598
令和6年度	2,456	5,140	7,596	15,981	23,935	39,916	2,196		2,196	20,633	29,075	49,708
令和7年度	2,343	4,981	7,324	16,009	24,198	40,207	2,183		2,183	20,535	29,179	49,714

※1 各年度4月1日現在

※2 事業所内保育事業の従業員枠及び市外施設を利用する子どもを除く。

ウ 国の動向

○平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度を施行し、「施設型給付」や「地域型保育事業」といった新たな給付の仕組みを作り、また、幼保連携型認定こども園の普及促進を行うことで、待機児童を発生させないための受入量の拡大を図ってきた。

○平成 30 年度には、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」の整合性が図られ、幼児期の終わりまでに育ってほしい「10 の姿」が共通で示されたことにより、子どもの資質・能力が将来にわたり一貫して育まれるよう教育・保育施設での幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ることが重要な課題として位置付けられ、現在に至っている。

○令和 5 年度には、深刻化する少子化や児童虐待の増加、子どもの貧困・低い自己肯定感など多様な課題に、縦割り行政では対応しきれないという問題を解消するため、子ども政策を一元化する司令塔として「こども家庭庁」が設立された。

○少子化が進む中で、単に施設を増やすだけの政策ではなく、こどもまんなか社会の実現に向けて以下の 3 つの柱（「量の拡大」から「質の確保・向上」へ）、「すべてのこどもの育ちと家庭支援の強化」、「保育人材の確保・業務改善（テクノロジー活用）」に政策の軸を転換し、国・自治体・保育所等の関係者が方向性を共有し、連携して政策を推進することが重視された「保育政策の新たな方向性」をとりまとめた。この方向性の中では、職員配置基準の改善や虐待・事故対策強化、こども誰でも通園制度、障害児や医療的ケア児の受入れ強化、保育人材の処遇改善等が盛り込まれている。

○また、障害者差別解消法の施行・改正や医療的ケア児支援法の施行、虐待通告義務を定めた児童福祉法の改正等により、保育所の利用ニーズも変化してきた。

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】

・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】

→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換

・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)

→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

令和6年12月20日 子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡

「保育政策の新たな方向性」について より抜粋

2 公立保育所のこれまでの取組み

(1) これまでの経過

ア 公立保育所の概要

① 概要（令和9年4月1日予定）

区 分	概 要
園数	78 園 区別（千種 6 園、東 2 園、北 7 園、西 4 園、中村 4 園、中 2 園、昭和 2 園、瑞穂 3 園、熱田 3 園、中川 6 園、港 8 園、南 4 園、守山 6 園、緑 9 園、名東 7 園、天白 5 園）
土地	市有地／単独園舎 50 園 市有地／合築園舎 18 園 借地等 10 園
築年数 (令和7年4月 現在)	10 年未満 3 園 10 年～20 年未満 0 園 20 年～30 年未満 2 園 30 年～40 年未満 6 園 40 年～50 年未満 41 園 50 年以上 26 園

② 利用定員・利用児童数・定員充足率（4月1日時点）

（単位：人、％）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全 体	利用定員数	9,257	8,827	8,532	8,212	8,137
	利用児童数	8,908	8,404	8,025	7,596	7,323
	定員充足率	96.2	95.2	94.1	92.5	90.0
	定員充足率 (翌年3月1日 時点)	99.3	99.2	97.2	95.4	
3 歳 未 満 児 再 掲	利用定員数	2,352	2,272	2,212	2,152	2,132
	利用児童数	2,920	2,716	2,613	2,456	2,343
	定員充足率	124.1	119.5	118.1	114.1	109.9
	定員充足率 (翌年3月1日 時点)	134.1	132.3	127.3	124.4	

※令和7年度は速報値

③ 施設数の推移

(単位：園)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
124	123	121	120	118	115
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
111	108	103	101	99	95
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
90	87	84	83	81	78

※令和 8 年度から 9 年度までは予定

④ 実施事業（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	概要
エリア支援保育所	62 園 (サポート所 26 園 一般所 36 園)
延長保育	65 園
一時保育	4 園
リフレッシュ預かり保育	74 園
休日保育	3 園
産休あけ・育休あけ 保育所等入所予約	7 園
地域子育て支援センター	18 園
定員超過入所 (3 歳未満児)	60 園
定員超過入所 (3 歳児)	21 園

イ 公立保育所における近年の経緯

①近年の経緯

年度	事項
平成 19 年度	名古屋市保育施策のあり方指針（平成 19 年 10 月） ○区よりも狭い地域としてエリアという考え方を導入 ○概ね 1～2 中学校区、学齢前児童数 1,000 人～2,000 人程度を 1 つのエリアとする。 ○各エリアには、保育所間や関係機関との連絡調整等において中心的役割を果たすセンター保育所があることが望ましい。 ○厳しい財政状況の中で、保育施策や地域の子育て支援の拡充、公立保育所の建物の老朽化等の課題に対応するため、改築等にあわせて社会福祉法人による民間移管や統廃合を検討する。
平成 21 年度	名古屋市公立保育所整備計画（平成 21 年 9 月） ○原則として、エリアごとに一つの保育所をセンター保育所として配置 ○センター保育所は、保育の質の向上や地域の子育て支援の推進を図るため、エリア内の保育所や関係機関と連携し、情報交流や調整の役割を果たす。 ○全市で 78 のエリアを設定 ○民間移管に関しては、平成 28 年度までに 20 園着手するが、特定の地域に偏らないようにする。
平成 24 年度	所管事務調査（平成 24 年 10 月 26 日） 「公立保育所のあり方と民間移管の推進について」 ○今後の公立保育所は、「エリア支援保育所」（「センター保育所」から改称）として位置付け、78 エリア各 1 園に集約化を図るとともに、それに伴う体制強化を進める。 ○公立保育所の集約化に伴う体制強化と名古屋市アセットマネジメント基本方針等を踏まえた施設のリニューアルを進める。 ○エリア支援保育所としての公立保育所の役割 ・スタンダードな保育の提供 ・セーフティーネットとしての対応 ・関係機関とのネットワーク作り
平成 26 年度	所管事務調査（平成 26 年 12 月 26 日） 「エリア支援保育所のあり方について」 ○エリア支援保育所の趣旨・方向性は「保育の質の向上」と「地域の子育て家庭への支援」と定義 ○2～4 のエリアからなる「ユニット」の設定（企画調整を担うサポート園と一般園によるユニット内で連携・協力を行う。）
令和 9 年 4 月 (予定)	○公立保育所の集約が完了し、78 園を運営する。

②公立保育所の社会福祉法人への移管

名古屋市では、厳しい財政状況の中一定の財源や人員を確保するために、社会福祉法人への移管を進めている。令和7年4月時点では、市内には公立保育所83園、民間保育所365園があり、築30年以上の公立保育所は78園、うち築40年以上が71園と老朽化が深刻である。公立保育所の整備・運営に対しては国や県からの補助がないため、行財政改革の観点から「民間でできることは民間に委ねる」を基本に、保育の質を維持しながら効率化を図っている。

移管により、社会福祉法人の柔軟性や効率性を活かし、保育サービスを充実させることができ、民間保育所の整備・運営には国の補助があるため、老朽化施設の改築も可能となる。また、移管後も認可保育所として運営され、保育内容、障害児受入れ、給食、職員配置、保育料などは現状を維持する一方、設置者が法人に変わり、園名や保育士体制が変更されるが、延長保育の導入など新たなサービスが加わる場合がある。

移管については保護者説明会や個人懇談、アンケートを通じて丁寧に進められ、法人選定は公募と外部の評価委員会による厳正な審査が行われる。また、移管前年度には公立保育所で行っていた保育内容を引継ぐため、引継ぎ共同保育を実施し、移管後も四者協議会を設置することで、移管後の円滑な園運営と課題解決を図っている。

③公立保育所のリニューアル改修

名古屋市では、公立保育所の老朽化対策としてリニューアル改修を進めている。令和7年度現在83園中、築40年以上の施設が約8割を占めている。

建物の耐用年数は概ね80年を目標とし、築40年程度を目安に改修を実施し、改修の目的は、施設の性能・機能を向上させ、現在の社会的要求水準に適合させることである。

改修内容には、3歳未満児室への床暖房設置、トイレの洋式化・乾式化、便器や手洗いの交換、給食室設備更新、外壁や内壁の塗替え、床・天井の修繕、照明や収納棚の取替え、空調更新などが含まれるが、増改築は含まれない。

基本的には、工事中は園庭に仮設園舎を設置し、保育を継続しながら改修を行い、安全確保のため保育と工事の動線を分離し、午睡時間には騒音工事を避けるなどの配慮を行う。ただし、園庭遊びやプール遊びが制限される場合があり、行事も規模縮小や方法変更の可能性があることが課題となっている。

改修により、子どもにとってより良い環境を整備し、長期的な施設利用を目指し、リニューアル改修に取り組んでいる。

(2) エリア支援保育所事業

ア 事業の経緯

・平成19年に策定した「名古屋市保育施策のあり方指針」において、今後公立・民間保育所がともに、一定の地域の子育て支援に責任を持ち、様々な保育ニーズに適切

かつ迅速に対応し、さらに、地域の子育て支援機能の強化を図っていくこととした。更に、平成 21 年度に策定した「名古屋市公立保育所整備計画」及び平成 24 年度に実施した所管事務調査に基づき、区よりも狭い、概ね 1～2 中学校区を一つの単位として、78 のエリアを設定し、そのエリア毎によりきめ細やかな地域の需要に対応していくため、公立保育所を社会福祉法人へ移管を進めながら 78 園まで集約化し、行政の機関として、公的機関や施設とも連携がとりやすい利点を活かして関係機関同士をつなぎ、お互いに情報共有を図りながら地域の需要に応えるための取り組みを企画・調整していく役割を担う「エリア支援保育所」として位置づけていくこととした。

・当事業は、地域の民間保育所等と協力して研修や交流会を開催し、お互いの保育のスキルを伝え学び合うことで、地域全体の保育の質の向上を図る。また、地域の子育て支援の場に出向いて子育てに関する相談に応じるなど、様々な取り組みを通じて、子育て家庭のニーズを把握し、必要な支援を行うことを目的とした子ども・子育て支援法上の「利用者支援事業」を行っている。

イ 事業内容

①具体的な取り組み内容

(保育の質の向上：研修等)

・保育の質の向上を図るため、民間保育所等の職員との研修や交流等の開催をすることで、互いに保育のスキル・ノウハウを伝え、学び合う取り組みを進める。

(保育の質の向上：個別支援)

・小規模保育事業所など民間の保育事業所にエリア支援保育所の職員が訪問することや、事業者からの電話や来所によって、保育の実施（保育環境の設定や年齢に応じた保育の仕方等）に関する相談対応や助言等を実施。

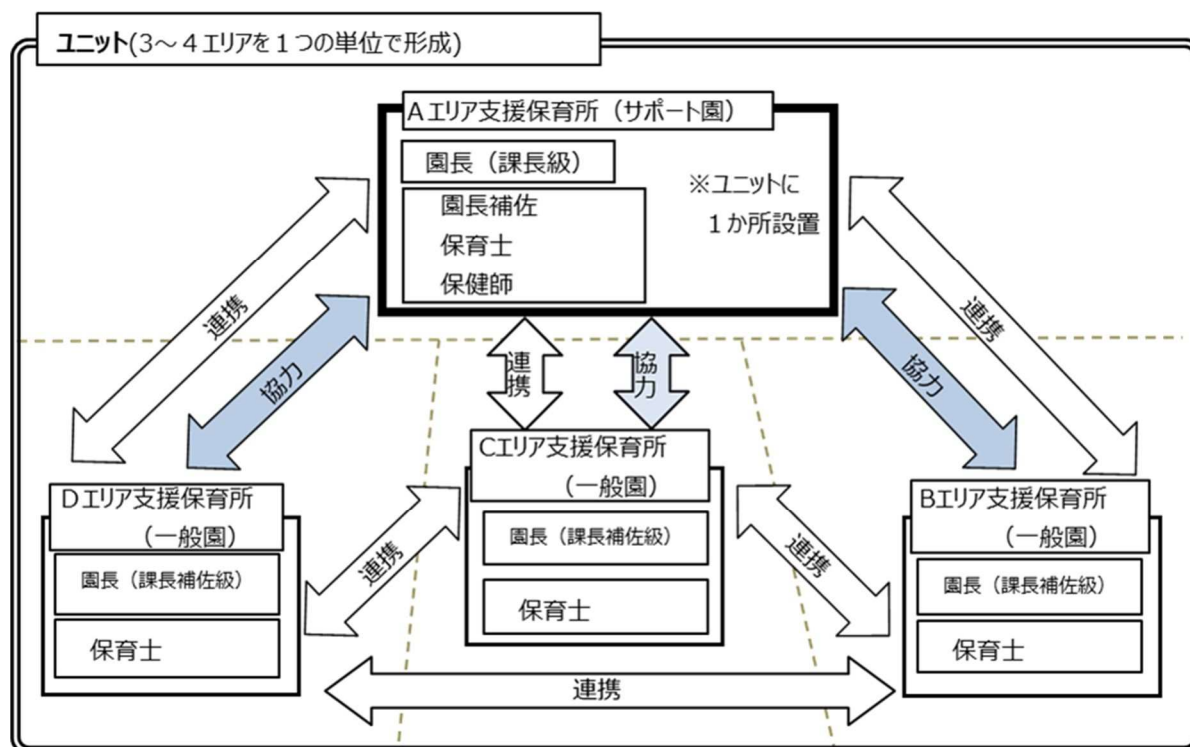
(地域の子育て家庭への支援：職員派遣)

・地域の子育てサロンなどの様々な子育て支援の場に出向き、子育てに関する相談対応、助言を実施するほか、地域からの要請に応じて、主任児童委員等が実施する赤ちゃん訪問事業に同行し、保育士等の専門性を生かした適切な助言等（年齢別の発達の見通しや集団生活をするこゝでの子どもの変化等）を実施。

(地域の子育て家庭への支援：地域連携)

・区役所、保健センター、療育機関等、子育て家庭の支援に係る関係機関と連携し、利用者を適切な支援につなぐことにより、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう努める。また、子育て支援に関する会議への出席（区利用者支援事業者連絡会、区子育て支援ネットワーク会議等）するなど、関係機関が一体となって地域の子育て家庭を支援していく重層的な支援体制づくりを図る。

②事業実施体制



(図：エリア支援保育所事業実施イメージ)

- ・事業の企画・調整を担当するサポート園は、専任の園長補佐と保育士を配置し、保健師が未配置の園については会計年度任用職員の保健師を配置している。また、サポート園と連携協力して事業を実施する一般園には、専任の保育士を配置している。
- ・サポート園の課長級の園長を中心に、企画調整を担当する園長補佐、一般園の課長補佐級の園長、保育士、保健師が協力して事業を実施している。

ウ エリア支援保育所事業の効果及び課題

①事業の効果

・エリア支援保育所が企画する研修や職員交流を通し、参加した各民間保育所等の職員のスキルアップとその後の施設内研修で参加していない職員にも内容が共有されることにより、エリア全体の保育の質の向上に繋がることが期待される。また、日頃から民間保育所等への相談支援等を通してスキル・ノウハウを伝え合う関係を構築していることから、エリア支援保育所の拡充とともに役割が理解され、一定の信頼を得られていると考えている。

・また、地域の子育て家庭への支援については、学区の子育てサロンや児童館の子育て広場など、様々な子育て支援の場に積極的に出向くように努めている。こういった活動が地域の子育て家庭と顔の見える関係を構築することにつながり、子育てに関する相談に対しては、保育所職員の専門性を活かしたアドバイスを行い、適切な子育て支援につなぐ利用者支援事業の役割も果たすことにより、子育て家庭が地域で安心して子育てできる基盤づくりに努めてきた。

②事業の課題

・これまでエリア支援保育所事業の実施園を拡大し、地域の子育て家庭を支援していくきめ細やかな体制づくりを図ってきたが、関係機関からは「エリア支援保育所のもつ役割や他の事業との違いがわかりにくい」「どのように連携していけばいいかわからない」との指摘を受けている。

・また、本事業を行う上で、3～4つのエリアから構成されるユニット、エリア、企画調整を行うサポート園、エリア支援保育士を配置する一般園と事業独自の制度を整えてきたことで、地域に根付いたきめ細やかな支援を提供することができた一方で、対外調整や企画調整はサポート園が中心となっていくため、区役所等の関係機関とのつながりはサポート園のみに限定されるなど地域の関係機関とのつながりを本事業において作っていくことにおいては非常に苦勞してきているといった実情がある。

(3) 公立保育所の課題

○幼児教育・保育を取り巻く現状と公立保育所のこれまでの取組みを鑑みると、公立保育所の課題として、次の4点があげられる。

ア 保育の提供に関する量から質への転換及び多様化する教育・保育ニーズへの対応

イ 地域の教育・保育施設との連携強化など今日的な課題に対応したエリア支援保育所の役割強化

ウ 社会的ニーズに対応した施設の老朽化対策及び災害発生時や緊急時への対応

エ 市立幼稚園と公立幼児教育・保育施設としての役割に関する整理

(4) (参考)市立幼稚園について(課題等)

ア 市立幼稚園のこれまでの取組み

○市立幼稚園では、国の幼稚園教育要領および本市の教育理念に基づき、子ども主体の教育実践を行ってきた。各園において教育内容や方法に関する実践研究に取り組み、その成果を研修や公開保育を通じて市内の幼児教育・保育施設へ共有することで、市全体の幼児教育の質の向上に寄与してきた。

○幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園、保育所、小学校の連携を意識した取り組みや、共働き世帯の増加等を踏まえ、全園で預かり保育を実施するなど、保護者の多様なニーズに対応する取り組みなどを進めてきた。

○幼児教育の質向上を支える拠点として幼児教育支援室を設置し、調査研究や研修、子育て支援事業を通じて、市内の幼児教育・保育施設への支援を行ってきた。一方で、少子化に対応した施設配置の見直しとして、市立幼稚園の再編を段階的に進めてきた。

イ 市立幼稚園の課題

○これまでの取り組みにより、市立幼稚園は本市の幼児教育の振興に一定の役割を果たしてきたが、依然として課題も残されている。幼児人口の減少や保護者の就労形態の多様化など、社会環境や保護者ニーズの変化に対し、柔軟な施設運営や機能の発揮が十分

とは言えない状況がある。また、全園で定員割れが続く中、実践研究や検証を行うための十分な園児規模を確保することが難しくなっている。

○本市として幼児教育・保育の質向上に向けた基本的な考え方や方向性が必ずしも明確に示されておらず、その内容を市内全体に周知・浸透させる体制も十分とは言えない。市立幼稚園の教育実践の魅力が保護者や地域に十分伝わっていないことや、私立幼稚園、認定こども園、小学校など他機関との連携・支援体制が弱いことも課題として挙げられる。

Ⅱ 公立幼児教育・保育施設の今後のあり方

1 本市の目指す都市像

【名古屋市総合計画 2028】

めざす都市像 2 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市

本市では、一人ひとりの未来に全力で寄り添い、安心して子どもを生み、育てられるやさしい社会を目指し、質の高い教育を充実させ、子どもや子育て家庭を支援します。

2 本市の目指す子どもの姿

【なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029(名古屋市子どもに関する総合計画)】

安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども

【参考：コンパスぷらん(第4期名古屋市教育振興基本計画)】

ゆるやかな協調性の中で自立して学び続ける子ども

3 公立幼児教育・保育施設に求められていること

(1) 本市が目指す幼児教育・保育の姿を明確化する

・国においては、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の3施設で「幼児教育を行う施設」として「幼児期に育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化が図られ(平成30年改訂(定))、現在、更なる改訂(定)が検討されている。また、全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目的とした「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」が示された。(令和5年12月)

・子ども青少年局においては、平成20年施行の「なごや子ども条例」を令和2年に「なごや子どもの権利条例」へ改正し、子どもの権利保障と健やかな育ちを社会全体で支援する理念を強化してきた。この理念のもと、保育を必要とする子どもに対して保育の場を確保するため、積極的な受け皿拡大や多様な教育・保育サービスの提供に取り組んできた。一方で、就学前児童数は減少しているにもかかわらず、保育ニーズは増加し続けていたが、その伸び幅は鈍化傾向から、令和7年には横ばいとなったことから、これまで重視してきた「量の拡大」から「質の向上」へと重点を移す必要が生じている。市民が求める教育・保育の内容は多様化し、施設に求められる役割も重なり始めているため、従来の「教育」、「福祉」といった縦割りの枠組みを超えた対応が必要となっている。これまでの子どもを取り巻く環境変化や国の政策動向を踏まえ、教育・保育に関する施策全体を統合的かつ横断的に捉えるため、「名古屋市教育・保育施策の実施方針」を定め、本市が目指す質の向上に関しては、より質の高い教育・保育の提供や、質の向上に向けた教育・保育体制の整備・充実、質の向上に向けた職員確保の取組について方向性を示した。(令和8年3月)

- ・また、教育委員会においては、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指し、本市学校園の全ての教職員や子どもたちに関わる全ての大人が共通認識をもって教育を進めることができるよう、本市の目指す子ども中心の学びの考えを明確にした「ナゴヤ学びのコンパス」を策定した。(令和5年9月)

- ・これらの状況を踏まえ、本市の子どもの育ちに係る幼児教育・保育の質を一体的に支えていくため、国の動きを注視しつつ、3要領・指針や「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」との整合性を図りながら、今後は、本市が目指すべき幼児教育・保育の姿を実現し、質の向上に向けた基本的な考えを示していくことが必要である。

(2) 待機児童対策のための受入量の確保から質の向上へと施策を転換する

- ・幼児人口が年々減少し続ける中、就労ニーズは上昇傾向にあり、共働き世帯の割合は増加していることから、保育の量的なニーズはこれまで増加してきたものの、直近では増加の鈍化から横ばい傾向にシフトしてきている。

- ・乳幼児期は、人とのふれあいや交流、遊びや運動等を通して様々な体験をしながら、一人ひとりの発達段階に応じた社会性、豊かな人間性や創造性を身に付け、意欲や基本的な生活習慣等の生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。乳幼児期からの質の高い教育・保育は、将来にわたる健全な発達や社会の変化に柔軟に対応する力を育成し、その後の人生において長期にわたって学業や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらす。前述の目指す姿を実現し、名古屋市総合計画 2028 で掲げる「名古屋で育てる、やさしい未来。」にしていいため、本市には、子どもにとってより望ましい幼児教育・保育環境を整え、生まれ育った環境や国籍、障害の有無、施設類型等に関わらず、名古屋市の幼児教育・保育施設を利用する全ての子どもが、未来への夢を抱いて学び、健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育を受けられるようにする責務がある。

- ・公立保育所において長年目指してきた「すべての子どもの育ちの保障」「すべての子育て家庭の支援」「多様な連携と協働」を行う保育を活かし、公私・幼保等の施設類型に関わらず、本市の幼児教育・保育施設を利用する全ての子どもが格差なく質の高い幼児教育・保育を受けられるよう引き続き取り組まなければならない。

(3) 公立保育所と市立幼稚園が連携し、本市の幼児教育・保育の質を向上させる体制を構築する

- ・上記で「本市が目指す幼児教育・保育の姿」及び「質の向上」への施策の転換について触れてきたが、今後、本市が目指すべき幼児教育・保育の姿を実現し、質の向上に向けた基本的な考えを定めていく際には、公私・幼保等の施設類型に関わらず幼児教育・保育施設や小学校等と連携・協働し、幼児教育・保育の質の向上や幼保小連携及び接続の取組を一体的に推進するための体制を構築しなければならない。

- ・そのためには、まず、公立保育所と市立幼稚園が児童福祉施設と学校という枠組みを超え、名古屋市立の幼児教育・保育施設として連携し、質の向上に向けた取組や幼保小

連携及び接続に関する取組を協働によって行っていくことで、市全体に普及させるための中心的な役割を担う体制を構築する必要がある。

(4) 多様化する教育・保育ニーズや今日的課題に対応した施設を整備する

・幼児教育・保育施設は、幼児教育・保育を行うだけでなく、保護者の子育てに関する相談や情報提供、地域における様々な教育・保育のセーフティネットとしての機能等、様々な役割が求められている。

・社会状況や教育・保育ニーズの変化に対応し、将来を担う子どもに隠さなく質の高い幼児教育・保育を受けられるように取り組むためには、本市の公立施設として、教育的視点の幼稚園機能及び福祉的視点の保育所機能の両方を備えた「幼保連携型認定こども園」の整備が必要となってくる。

・現在の公立保育所と市立幼稚園は、特別な配慮や支援が必要な子どもの受け入れが年々増加しており、そういった子どもや保護者への対応や、また、災害発生時等の緊急時対応も求められている。しかし、施設の老朽化や敷地及び建物が狭隘なため、必要な設備や部屋を確保できないという課題もあり、子どもたちが安全・安心で快適に過ごせる環境を確保するために、今日的な施設ニーズに対応する施設整備を行うことも必要である。

4 公立保育所の今後の役割

(1) 公立保育所の今後の方向性

○これまでの経緯や上記の論点を踏まえ、以下の2点を公立保育所の今後の方向性として掲げる。

①公立保育所が持つ経験知・実践知を活かした保育を市内全域に提供するとともに、率先して新たな取組等を実践し、本市教育・保育施策の充実に寄与する。

②地域のニーズに対応した教育・保育の質の向上に向けた取組や子育て家庭への支援を実践し、本市のすべての未就学の子どもたちが安心して教育・保育を受けられ、また子育て家庭が安心して子育てを行えるような環境づくりを進める。

(2) 公立保育所の今後の役割

○上記の方向性を担っていくための役割を以下の7つと定め、役割に基づいた取組内容を検討していく。

①子どもの主体性を大切にした保育の共有

②支援や配慮が必要な子ども・保護者への支援

③教育・保育の質の向上

④地域の子育て家庭への支援

⑤幼保小連携の推進

⑥災害発生時や緊急時の対応

⑦公立幼児教育・保育施設としての実践

Ⅲ 基本方針における展開

1 公立保育所における展開

(1) 公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設

ア 趣旨

○本市が目指す幼児教育・保育の実現に向けては、施設類型の違いを越えて、質の高い教育・保育を市全体へ波及させる拠点と推進体制を確立する必要がある。

○このため、本方針期間において、市立幼稚園と公立保育所の機能を統合し、公立の幼保連携型認定こども園を新設する。

○国の「子ども・子育て支援法に基づく基本方針」において、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましいとされていること、また、本市の認定こども園の約75%が幼保連携型認定こども園であることを踏まえ、方針期間において、質の高い教育と保護者の保育ニーズにも合致し、更に地域の子育ての支援を行う公立施設として、市立幼稚園と公立保育所を統合及び公立保育所の単独移行により、幼稚園機能（学校）及び保育所機能（児童福祉施設）の両方を備えた「幼保連携型認定こども園」を新たに設置する。また、この公立幼保連携型認定こども園を地域の基幹園として位置付け、将来的に区役所及び区役所支所管内の22園の設置を目指す。これにより、本市の幼児教育・保育施設の適正配置につながるとともに、市全体の幼児教育・保育の質向上の拠点となる。

○なお、公立保育所の単独移行による幼保連携型認定こども園において、保護者の就労の有無に関わらず継続して施設を利用できるメリットを生かす観点から、民間保育所が認定こども園へ移行する際と同様の考え方で若干名（最大5名）の1号認定子どもの利用定員を設定する。

○職員確保を図るため保育士と保育教諭における給料表の新設等処遇面について検討する。

イ 公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の役割

○新設する公立幼保連携型認定こども園は、公立施設として市立幼稚園及び公立保育所とともに、研究・実践のモデル園として、すべての幼児教育・保育施設と連携し、施設類型に関わらず、本市全体の教育・保育の質向上を牽引する。

○本市が目指す幼児教育・保育を体現し、地域の幼児教育・保育施設の拠点的位置づけにするため、基幹園としての役割を担う。

○エリア支援保育所事業の機能を順次、公立幼保連携型認定こども園に移行させ、その区役所及び区役所支所管内のエリア支援保育所機能を基幹園に集約する。関係機関との連携や機能強化を図ることで、これまで行ってきた「保育の質の向上」及び「地域の子育て家庭への支援」に関する取り組みをより機能的かつ効果的に提供する。

○「ナゴヤ学びのコンパス」を具現化する教育を実践し、乳児から小学校就学前まで連続・一貫した質の高い幼児教育・保育を実現する。

○子育て相談、情報発信、保護者支援、特別な配慮を必要とする子どもの受け入れなど、地域に開かれた子育て支援の拠点として、また、地域における教育・保育のセーフティネットとしての役割を果たす。公立保育所で現在行っている定期的な預かりモデル事業について、リフレッシュ預かり保育や乳児等通園支援事業の実施状況を見ながら、本格実施に向けて検討する。

ウ 公立幼保連携型認定こども園設置の効果

○公立幼保連携型認定こども園では、幼稚園教育と保育所保育を一体的な計画のもとで行うことにより、「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域を軸とした総合的な教育・保育を展開し、子どもの発達段階に応じた連続性のある育ちを支えることができ、あわせて、保育教諭により質の高い教育・保育を提供することが可能となる。

○保護者の就労状況などが変化しても同じ園を継続して利用できる可能性が高まり、転園に伴う保護者や子どもの負担の軽減につながる。さらに、幼稚園の教育時間に加えて長時間の保育を提供できることから、利用時間の選択肢が広がり、保育の必要性の有無などにかかわらず、柔軟な利用が可能となる。これらにより、保護者の働き方の多様化への対応を進めるとともに、子どもに必要な「生きる力の基礎」を培うことが期待される。

○これらに加えて、次のような効果も期待できる。

- ・0歳児から受入れが可能となることにより、乳児期から小学校就学前まで一貫した質の高い幼児教育・保育を提供できること
- ・低年齢保育や長時間保育、保護者支援やインクルーシブ教育・保育に関する実践研究を行い、専門的知見や研究成果を他の幼児教育・保育施設に提供することで、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図ることができること
- ・給食の提供や長時間保育、障害児や医療的ケア児の受け入れなど、保護者の多様な利用ニーズに柔軟に対応できること
- ・地域の子育て支援機能の強化につながる事
- ・一定の園児数を確保することにより、望ましい集団規模で幼児教育・保育を行うことができること
- ・保育士や幼稚園教諭の施設間異動などを通じて、幼児教育・保育の質の向上や人材育成につながる事
- ・子ども青少年局と教育委員会の連携・協働により、幼稚園・保育所・認定こども園に共通する幼児教育・保育方針の推進につながる事

【参考】他の政令指定都市の状況

認定こども園を設置している政令指定都市は10都市あり、全政令指定都市のうち半数となっており、設置類型としては、幼保連携型が6市、幼稚園型が1市、保育所型が3市となっている。

図表 公立幼稚園・公立認定こども園の設置状況

		公立幼稚園の設置状況	
		あり	なし
公立認定こども園の設置状況	あり（幼保連携型）	札幌、浜松 堺、岡山	相模原、静岡
	あり（幼稚園型）	大阪	
	あり（保育所型）	新潟、広島	千葉
	なし	仙台、名古屋 京都、神戸 熊本	さいたま 横浜、川崎 北九州、福岡

（注）令和 7 年 8 月本市調査。政令指定都市 20 市。

(2) インクルーシブ教育・保育の実践・研究

ア 趣旨

○多様化する教育・保育ニーズに的確に応え、特に障害児や医療的ケア児、外国にルーツをもつ児童が安全で安心して利用できるよう、インクルーシブ教育・保育の実践・研究を進める。

イ 取組内容

○障害や個々の発達特性及び文化の違い等に対応し、安全で安心な保育を提供できるよう、国の配置基準の改正に加え、職員体制を強化する。

○離乳食や食物アレルギー対応、宗教食、咀嚼や嚥下機能に障害がある子どもへの対応など、個別的、かつ、大量に調理を行う必要があること、また、安定した給食の提供と給食業務の技術継承を行う観点なども踏まえて必要となる職員体制を確保する。

○医療的ケア児の受け入れに関して、各区・支所にある基幹園を拠点として位置付け受け入れ体制を整備し、安心・安全な保育環境を整えた施設として情報発信する。

○個々の発達特性や医療的ケアの状態に応じた受け入れ体制を整えるため、エレベーターや多目的トイレ、静養室の設置をはじめバリアフリー環境を整備する。

○保育所及び児童発達支援事業所における運営基準緩和を活用し、集団保育と発達特性に応じた個別的支援を一貫的に提供することで、インクルーシブ教育・保育の実践・研究を進める。

○順次設置されている地域療育センターの地域支援・調整部門や愛知県が設置する医療的ケア児支援センター等関係機関との連携を強化し、多職種による専門的な支援を提供するほか、身近な地域で子どもの発達相談を提供できる体制について検討する。

(3) その他の公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所の役割

○定期的な預かりモデル事業について、リフレッシュ預かり保育や乳児等通園支援事業の実施状況を見ながら、基幹園の機能として本格実施に向けて検討する。

- 原則、既存の特別保育事業及び利用者支援事業は基幹園の役割を問わず継続する。
- 災害発生等の緊急時において保育を継続及び在園児以外の子どもの緊急保育等にも対応できるよう、災害の被災地域や風水害・震災等の状況に応じた保育を提供する。
- 災害への備えとしての防災研修を、基幹園が中心に地域で実施していく。

2 幼児教育・保育の質の向上における展開

(1) 幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置

ア 趣旨

- 国の施策の方向性が保育の量的拡充から質の向上にシフトしてきている現状や、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の3要領・指針で「幼児期において育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化が図られてきた。
- これまで本市では、令和元年度に教育委員会が幼児教育の質の向上を図る拠点として、「幼児教育支援室」を設置し、一定の連携を図ってきたが、こういった国の動向を踏まえ、保育としても質の向上を図る拠点を作っていく必要性が出てきたことを鑑み、教育委員会と連携・協働し、ともに「幼児教育・保育支援センター」を設置していくことで、「幼児教育支援室」の機能強化を図るとともに、調査研究・研修・発信を踏まえた各園に対する伴走支援等により、本市の幼児教育・保育の質の向上を図る拠点として、全ての子どもたちに質の高い乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の提供を目指す。
- 名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定を早期に実現させるため、令和9年度設置を目指していく。

イ 取組内容

① 「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」の策定

- 今後、名古屋市が目指すべき幼児教育・保育の質の向上に向けた統一した指針となる「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」について、現在、国で検討されている3要領・指針の改訂を踏まえ、公私幼保の関係団体及び学校関係者が参画して作成する。

② 地域への支援

- エリア支援機能を統括し、市内全域で行われる質の向上を図る取組の質の均一化を図り、全体の質を支えていく。
- 保育所等の公開や施設・学校への幼児教育アドバイザー等の派遣に関する企画・調整を行う。

③ 人材育成

- 公私幼保等に開かれた研修を実施することにより、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質や実践力の向上を目指す。

- ・基本研修（法定研修や悉皆研修を含む）
- ・実技研修・専門研修
- ・派遣型研修
- ・障害児支援や医療的ケア児への支援、保護者支援、ソーシャルワークスキル等といった今日的な教育・保育課題に関する研修 等

○保育所等の指導監査と連携し、園の運営実態に即した研修を企画するなど民間施設のニーズに応じた取組を行う。

○園内研修や公開保育等の企画・実施や支援を行うことができるミドルリーダー等の育成に努めるほか、経験年数を積んだ保育士や幼稚園教諭が、専門知識や技能を習得し、キャリアアップにつながる仕組みづくりを行う。

④ 調査研究

○「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」に基づく実践状況の確認を含め、市内の幼児教育・保育施設の実態把握に関する調査を実施する。

○幼児教育・保育の質の向上や障害児支援や医療的ケア児への支援、保護者支援といった今日的課題に関する調査研究を実施する。

⑤ 幼保小連携・接続の促進

○公私幼保の関係団体及び学校関係者とともに、名古屋版「架け橋期のカリキュラム」を作成し、全市に普及させるための取組を推進する。

○公開保育・授業や学校と施設の交流活動、合同研究会等を支援する。

○施設・学校への架け橋期のコーディネーター等を派遣する。

⑥ 情報発信

○幼児教育・保育支援センター（仮称）のウェブサイトを開設し、取組の周知や研究成果の資料などを発信する。

○幼児期の発達特性や幼児期にふさわしい教育のあり方、家庭での養育の重要性など、対象（子育て層、幼児教育・保育施設など）を明確にした情報発信を行い、関心やニーズに応じた効果的なコンテンツを作成することにより、幼児教育・保育施設での活用や保育者の実践につながるよう、情報発信を強化する。

(2) 名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定

○国においては、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の3施設で「幼児教育を行う施設」として「幼児期に育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化が図られ（平成30年改訂（定））、現在、更なる改訂（定）に向けた検討が行われている。

○本市においても、施設類型に関わらず、質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、横のつながりという視点での質の担保、また、幼少期から青年期まで一貫した幼児教

育・保育という、縦のつながりという視点での質の担保を担うことを前提として、国における 3 要領・指針の改訂の議論も踏まえ、本市の子どもの育ちに係る教育・保育の質を一体的に支えていくため、公私や施設類型を問わず、幼児教育・保育の質の向上を図る共通の方策、すなわち本市が目指すべき幼児教育・保育の姿を実現し、質の向上に向けた基本的な考えを定めた指針を策定していく。

○本指針については、後述の幼児教育・保育支援センター(仮称)が策定の中心となり、公立保育所や民間保育所、市立幼稚園や私立幼稚園、認定こども園、小学校等と協力して策定する。

IV 公立保育所等の再編及び今後の施設整備等

1 公立保育所等の再編手法

(1) 概要

○幼保連携型認定こども園の整備やインクルーシブ保育の実践や研究を推進していく一方で、将来的な保育ニーズの減少局面を見据え、公民全体の保育の供給量と行財政改革の双方の視点から検討を進めていくが、その中で一部の公立保育所を再編する。

○公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の設置か所数については、

- ・現在の本市の保育所等利用児童数における公立保育所の利用割合
- ・12 年連続待機児童ゼロ達成において公立保育所が果たしてきた役割
- ・障害児や医療的ケア児などの積極的な受入や一定の配慮を必要とする世帯への対応など、セーフティネットとしての機能・役割
- ・大規模災害時などにおいて保育の必要な子どもの受入体制の確保
- ・民間保育所等の運営が困難となる地域における保育ニーズへの対応

などの視点を総合的に考慮し、10 園程度の民間法人への移管・統合を進める。

(2) 公立幼保連携型認定こども園（基幹園）

ア 園数

6 園

イ 概要

○地域の幼児教育・保育施設の様々な拠点的な位置付けになれるよう、公立の幼保連携型認定こども園を整備していくが、本方針期間内に 6 園整備を行い、将来的に 22 園の整備を目指す。

(3) 公立保育所

ア 園数

62 園程度

イ 概要

○幼保連携型認定こども園として整備していく公立保育所及び再編対象の公立保育所以外の公立保育所においては、現行の保育所運営を継続しつつも、保育所の利用ニ

ーズや周辺の保育所等の設置状況等を考慮し、定員超過入所や定員設定の見直しを行い、適正規模の保育所運営を目指す。

(4) 再編対象園

ア 園数

10 園程度

イ 概要

○具体的な再編保育所・再編手法は、

- ・ 児童の受け入れ状況や保育所の立地
- ・ 周辺の保育所等設置状況等
- ・ 利用者負担額の軽減を実施した場合の影響
- ・ 広域利用の検討状況

にも留意するなど、状況に応じた検討が必要なため、在園児やその保護者への影響や負担をできる限り少なくなるよう検討し、園名や再編時期・手法等については、別途順次公表することとする。

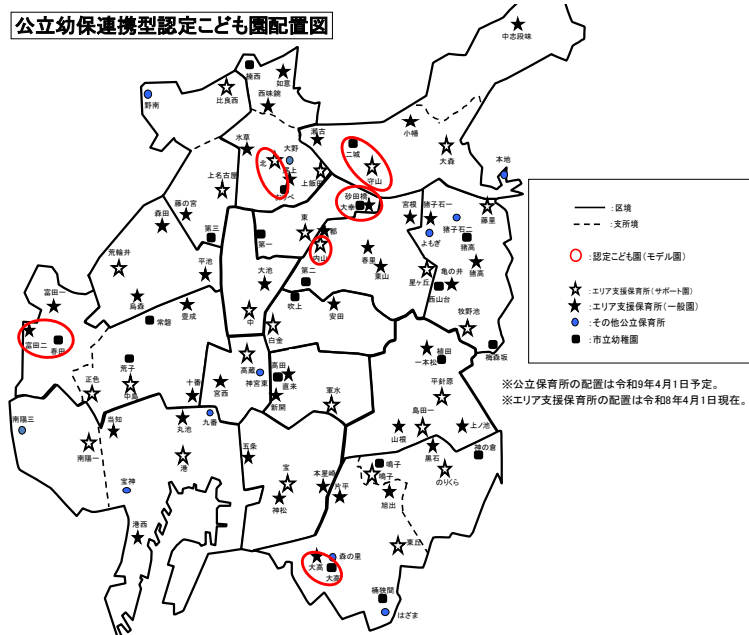
2 幼保連携型認定こども園の整備

(1) 概要

○公立幼保連携型認定こども園を計画的に整備していくことから地域バランスを考慮するほか、既存の公立保育所と市立幼稚園の距離や公立保育所と市立幼稚園の施設状況、近隣の保育所等の利用ニーズや周辺環境等を考慮し、下表の 6 園を整備することとする。

(2) 整備候補園

区名(支所名)	公立保育所名	市立幼稚園名
千種	内山保育園	—
東	砂田橋保育園	大幸幼稚園
北	北保育園	おりべ幼稚園
中川 (富田支所)	富田第二保育園	春田幼稚園
守山	守山保育園	二城幼稚園
緑	大高保育園	大高幼稚園



(図：公立幼保連携型認定こども園配置予定図)

(3) 整備に向けた取組

○幼保連携型認定こども園の開設に向け、施設整備の必要があることから、在園児やその保護者への影響や負担をできる限り少なくなる手法を検討し、整備を進めていく。開設時期や園児募集開始時期等については、決まり次第公表していくこととする。

○幼保連携型認定こども園への移行対象園においては、開設に向けて保育士と幼稚園教諭の人事交流や、在園児同士の交流活動を行うほか、保育計画、指導計画や行事計画等新園の開設に向けた様々な調整を行う必要があり、その準備体制の検討を速やかに行うこととする。

○方針期間中に移行に向けた運営面や職員の処遇面を含めた各種準備及び、基幹園の機能を果たしていくための施設整備等が必要なことから、計画的に市内全域を網羅できるよう整備を進めていくこととする。

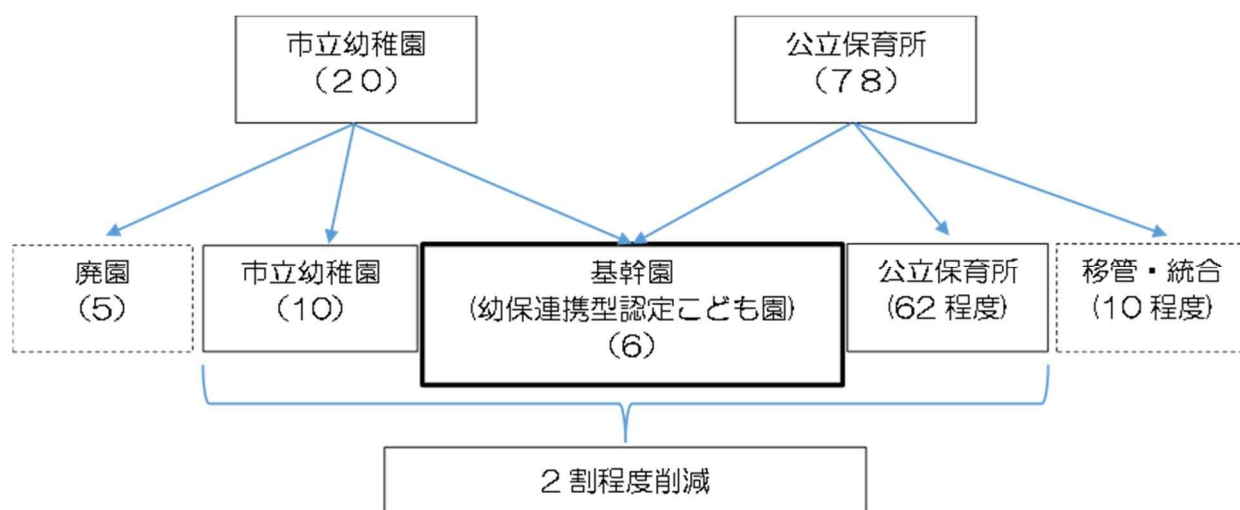
○新設される幼保連携型認定こども園の施設整備、エリア支援機能の統括やインクルーシブ保育への対応をしていくため、再編による行財政改革と市民サービスの向上を両立させ、職員の体制強化や公有財産の有効活用をはかっていく。

3 今後の施設整備

○これまでは名古屋市個別施設計画に基づき、リニューアル改修を基本として施設の長寿命化を進めてきたが、バリアフリー環境の整備等のインクルーシブ保育への対応が困難であったり、一部の園では改修工事期間中の代替施設の確保が困難という課題が明らかになっており、戦略的な整備判断が求められている。

○名古屋市総合管理計画に定められた市設建築物の取組である「施設の長寿命化」や「再編整備の取組方針」をふまえて、柔軟な施設整備を進められるよう、関係局と

調整していく。



(図：公立幼児教育・保育施設の方針期間後の施設数イメージ)

4 方針の運用とその検証

○本方針は、今後 10 年間を期間として行う取組や再編について策定しているが、就学前児童数の減少、教育・保育ニーズや本市の社会状況の変化等も考えられるため、方針の実施期間中において、本方針の柔軟な見直しや具体的な再編手法を個別に都度検討する。

○幼保連携型認定こども園については、基幹園としての整備方針や、移行による効果、課題等を比較、検証して今後の更なる市立幼稚園との統合や公立保育所からの移行を検討することとする。

○方針期間の終了前に改めて本方針の実施状況を検証し、公立幼児教育・保育施設のあり方を再定義していくとともに、幼保一元化をさらに進めていく観点から双方の方針・計画の統合についても検討していく。

参考 名古屋市公立保育所の今後のあり方懇談会について

1 趣旨

今後、公立保育所がどのような役割を果たすべきかについて具体的な検討を行うための参考とするため、学識経験者等から意見を聴取する懇談会を開催するもの。

2 懇談会委員

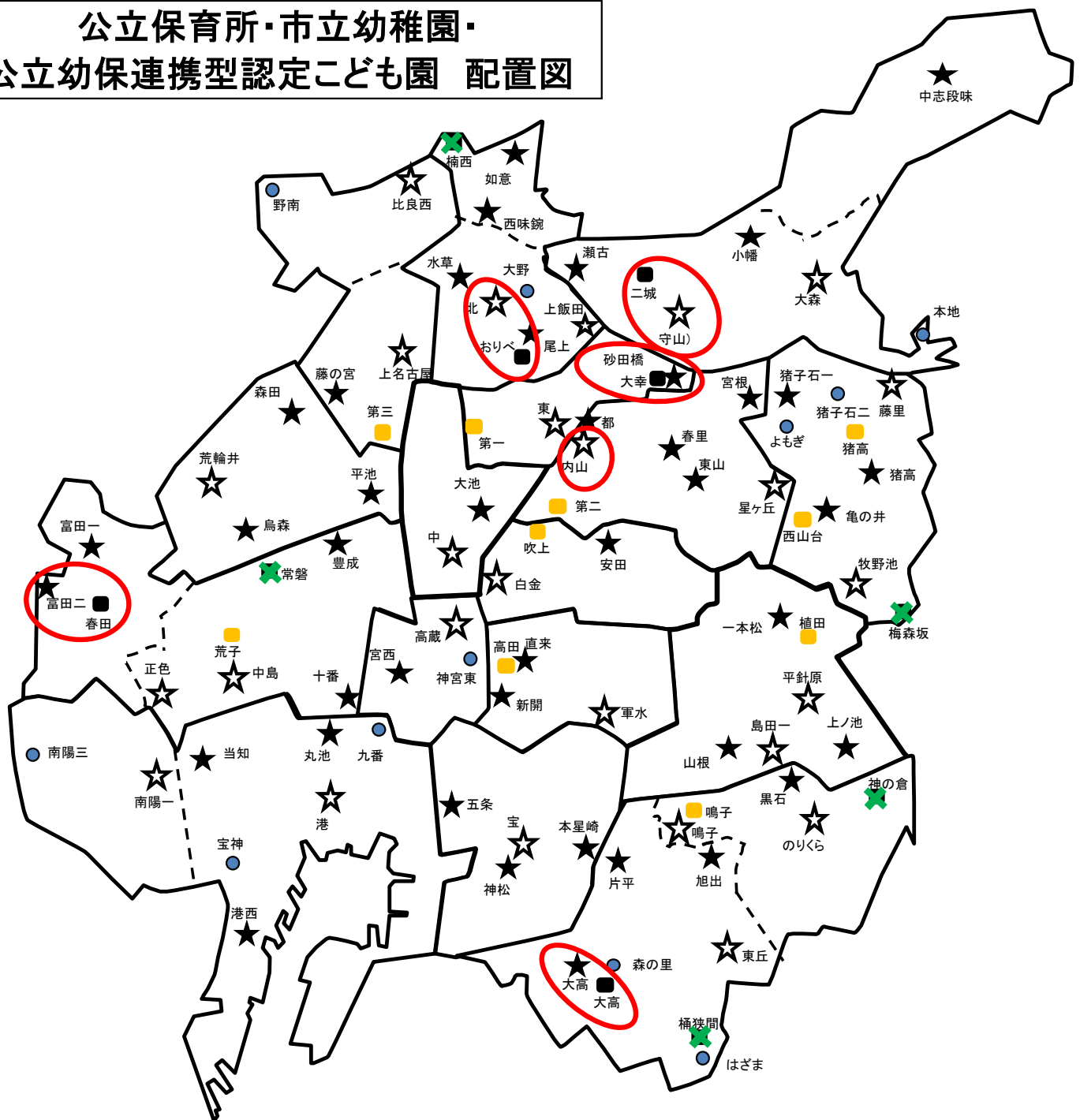
(敬称略、50 音順)

氏 名	所 属 団 体 等
相澤 京子	名古屋市高蔵保育園長
伊藤 知穂美 (令和 7 年 4 月 1 日～)	名古屋市立第二幼稚園長
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 教授
加藤 義人	岐阜大学 客員教授
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部 教授
平松 章予 (～令和 7 年 3 月 31 日)	名古屋市立第三幼稚園長
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋私立保育連盟
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

3 懇談会の流れ

区 分	開 催 日	検 討 内 容
第 1 回	令和 6 年 7 月 8 日(月)	・ 懇談会の趣旨説明及び公立保育所の現況、課題の確認
第 2 回	令和 6 年 8 月 28 日(水)	・ これまでの公立保育所の運営に関する評価 (保育内容、エリア支援等の機能)
第 3 回	令和 6 年 10 月 29 日(火)	・ これまでの公立保育所の運営に関する評価 (施設設備等、その他) ・ 中間まとめの確認
第 4 回	令和 7 年 1 月 31 日(金)	・ 国の施策の方向性について説明 ・ 方針構成案の提示
第 5 回	令和 7 年 4 月 25 日(金)	・ 方針(案)の提示(今後の役割等)
第 6 回	令和 7 年 11 月 21 日(金)	・ 市立幼稚園のあり方検討の進捗確認 ・ 方針(案)の提示(具体的な取組等)
第 7 回	令和 8 年 2 月 16 日(月)	・ 方針(案)の提示(全体) ・ 第 2 期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画(案)の確認 (市立幼稚園の今後のあり方懇談会と合同開催)

公立保育所・市立幼稚園・
公立幼保連携型認定こども園 配置図



-  : 区境
 : 支所境
-  : 市立幼稚園（閉園）
 : 認定こども園（モデル園）
 : エリア支援保育所（サポート園）
 : エリア支援保育所（一般園）
 : その他公立保育園
 : 市立幼稚園（存続）

※公立保育所の配置は
令和9年4月1日予定。

※エリア支援保育所の配置は
令和8年4月1日現在

【市立幼稚園の今後のあり方懇談会 構成員 名簿】

氏 名	役 職
相澤 京子	名古屋市立保育園長会 会長
伊藤 知穂美	名古屋市立幼稚園長会 会長
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 教授
河村 暁	名古屋市私立幼稚園協会 会長
笹口 真	名古屋市立なごや小学校長
鈴木 真知子	名古屋市私立幼稚園 P T A 連合協議会 会長
高木 良昌	名古屋市立幼稚園 P T A 協議会 会長
津金 美智子	名古屋学芸大学ヒューマンケア学部 子どもケア学科 教授
恒川 和久	名古屋大学大学院工学研究科 教授
藤岡 省吾	名古屋私立保育連盟 常任顧問・理事
水野 めぐみ	名古屋市立幼稚園教職員組合 執行委員長

（敬称略、50 音順）

【名古屋市公立保育所の今後のあり方懇談会委員名簿】

氏名	所属等
相澤 京子	名古屋市高蔵保育園長
伊藤 知穂美	名古屋市立第二幼稚園長
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授
加藤 義人	岐阜大学客員教授
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部教授
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

(敬称略、50音順)